

平成 1 8 年 9 月
勝浦市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 1 8 年 9 月 2 0 日

○出席議員 19人

1 番 土 屋 元 君	2 番 佐 藤 啓 史 君	4 番 渡 辺 伊三郎 君
5 番 松 崎 栄 二 君	6 番 刈 込 欣 一 君	7 番 末 吉 定 夫 君
8 番 黒 川 民 雄 君	10 番 寺 尾 重 雄 君	11 番 高 橋 秀 男 君
12 番 板 橋 甫 君	13 番 丸 昭 君	14 番 八 代 一 雄 君
15 番 児 安 利 之 君	16 番 渡 辺 利 夫 君	17 番 佐 藤 浩 寿 君
18 番 滝 口 敏 夫 君	19 番 伊 丹 富 夫 君	20 番 水 野 正 美 君
21 番 岩 瀬 義 信 君		

○欠席議員 2人

9 番 渡 辺 玄 正 君	22 番 深 井 義 典 君
---------------	----------------

○地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した者の職氏名

市 長 藤 平 輝 夫 君	助 役 杉 本 栄 君
収 入 役 江 沢 始 一 君	教 育 長 松 本 昭 男 君
総 務 課 長 西 川 幸 男 君	企 画 課 長 藤 江 信 義 君
財 政 課 長 関 重 夫 君	課 税 課 長 乾 康 信 君
収 納 課 長 鈴 木 克 巳 君	市 民 課 長 滝 本 幸 三 君
介護健康課長 関 修 君	環境防災課長 田 原 彰 君
清掃センター所長 酒 井 正 広 君	都市建設課長 三 上 鉄 夫 君
農林水産課長 岩 瀬 章 君	観光商工課長 守 沢 孝 彦 君
福祉事務所長 小 柴 章 夫 君	水 道 課 長 藤 平 光 雄 君
会 計 課 長 岩 瀬 武 君	教 育 課 長 渡 辺 恵 一 君
社会教育課長 佐 藤 光 男 君	学校給食共同調理場所長 中 村 一 夫 君
農 業 委 員 会 酒 井 明 君	
事 務 局 長	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長 川 又 昌 昶 君	議 事 係 長 目 羅 洋 美 君
-------------------	-------------------

議 事 日 程

開 議

平成18年9月20日（水） 午前10時00分開議

○議長（水野正美君）ただいま出席議員は19人で定足数に達しておりますので、議会はここに成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元へ配布したとおりでありますので、それによってご承知を願います。

一 般 質 問

○議長（水野正美君）日程第1、一般質問を行います。

質問順序表の順序により順次質問を許します。最初に、滝口敏夫議員の登壇を許します。滝口敏夫議員。

〔18番 滝口敏夫君登壇〕

○18番（滝口敏夫君）初めに、鳥獣捕獲事業の問題についてお伺いいたします。去る8月3日、赤羽根地区の国有林でサカキを採取していた市民が、ハンターの誤射により死亡するという重大な事件が発生しました。勝浦警察署は、事件から8日後の11日、猿と間違え誤射し、市民を死亡させ逃げたハンターを逮捕し、9月1日には千葉地検が業務上過失致死の罪で起訴したとのことであります。しかし、痛ましい事件の背景に、行政の連携不足と認識の甘さがあったことを指摘する声もあり、個人の冥福を祈る遺族の心情を考えると、行政は二度と同じ事故、事件を起こさないよう再発防止に万全の対策を講ずるべきであると思います。

そこで私は、行政が事件の背景にあった問題点を明らかにし、その問題点を解決し、万全な再発防止対策を講じた上で有害鳥獣の捕獲事業を再開されることを促す観点から、具体的にお尋ねいたしたいと思います。

第1点は、捕獲の許可条件及び県等がとった措置についてであります。本年6月29日、東上総県民センター夷隅事務所長は、県知事に対し鳥獣の捕獲等の許可をする条件、注意事項のポイントとして、捕獲等に伴う事故の発生防止について万全の措置を講ずるとともに、捕獲の日時、区域、方法等について地域住民等に周知徹底を図ること等について通知されていたと聞いておりますが、事実関係について、まずお伺いいたしたいと思います。

また、事業主体である千葉県、その県から捕獲の委託を受けた県猟友会等は捕獲の日時、区域、方法等について地域住民等に周知徹底を図ることを初め、捕獲等に伴う事故の発生防止について万全の措置を講じていたのかいなかったのか、具体的にお示し願いたいと思います。

鳥獣の捕獲等の許可条件、注意事項等を遵守の上、捕獲を実施していたならば、捕獲に伴う事故、事件の発生を防止することができたとの指摘がありますが、これを怠ったと見られる県及び県猟友会の責任は重かつ大であると考えますが、このことについて県並びに県猟友会は公的な場でいかに釈明、謝罪されているのか、お示し願いたいと思います。

新聞報道によりますと、会見を開いた県は、勝浦市について、広報してもらえなかったのは非常に残念。市町村との連携を強化していくと述べたと報じられております。今回の鳥獣捕獲事業は県が事業主体であります、市はその県に対し勝浦市域で生息するニホンザル、アカゲザル、ハクビシン等の適正な捕獲について要望されてきているのであります。したがって、事業主体がたとえ市でなくても、勝浦市域内で実施する鳥獣捕獲に伴う事故防止の万全化を図る観点に立つて、市は県や県猟友会等との連携を密にし、捕獲日程等の正確な情報収集に努め、地域住民等に捕獲の日時、区域、方法等について周知徹底を図ることができたのではないかとという市民からの強い指摘があります。市は、本年6月29日、東上総県民センター所長が許可され、県が実施する鳥獣捕獲事業について、市域での捕獲に伴う事故を防止するための措置をいかに講じてこられたのか、その経過と問題点についてお示し願いたいと思います。

第2点は、捕獲に伴う事故の再発防止についてであります。鳥獣の捕獲等を許可する東上総夷隅事務所を初め、許可を受け捕獲事業を実施する県及び市、その県や市からの委託により現場で捕獲作業を行う県猟友会、市猟友会等は、今回の事件の教訓を生かした再発防止対策をいかに講じていかれるのか、具体的にお示し願いたいと思います。

また、今回の鳥獣の捕獲に伴う事故の発生に伴い、有害鳥獣の捕獲事業が中止されているため、農作物の被害拡大が懸念されております。万全な再発防止の徹底を図り、有害鳥獣捕獲事業の推進を図ることが望まれますが、県並びに市の今後の取り組みについて承りたいと思います。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

第1点は、建築物の耐震化対策についてであります。市長もご承知のとおり、阪神・淡路大震災では、地震発生直後の犠牲者の8割以上が建築物の倒壊による窒息死、圧死であったとのことであります。一昨年10月には新潟県中越地震、そして昨年3月には想定されていなかった福岡県西方沖地震が発生し、甚大な被害をもたらしたことは記憶に新しいところであります。身近では首都直下、南関東直下地震の発生が懸念されており、地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあると言われている中で、特に建築物の耐震化については当面、緊急に取り組むべき課題であるとの指摘があります。

そこで私は、住民の生命に密接に関連する建築物の耐震化について、端的ではありますが、これを強力に促進する観点から何点かお尋ねいたしたい思います。

その1つは、昨年9月、国は建築物の耐震化について社会全体の国家的な緊急課題として位置づけ、全国的に緊急かつ強力に実施する方針を打ち出されたのでありますが、本市としてはこの国の建築物の耐震化緊急対策方針を受けて、建築物の耐震化に取り組む環境を整備していく必要があると考えますが、この点の対応について承りたいと思います。

2つには、私が申し上げるまでもなく、建築物の耐震化については全市的な取り組みが必要不可欠であり、特に密集市街地や緊急輸送道路沿線の建築物の耐震化については重点的な取り組みが必要であると考えますが、市長はいかなる対策を講ずる考えであるのか承りたいと思います。

3つには、民間住宅の耐震化を促進するためには耐震診断費用の助成措置を講ずる必要があり、

条例または要綱を策定し、本格的に取り組むことが求められておりますが、本年度及び来年度の取り組みについて承りたいと思います。

4 つには、耐震改修を計画的に促進するためには、所有者等の耐震改修等に要する費用負担を軽減する補助制度の創設が不可欠であります。これが取り組みについて承りたいと思います。

5 つには、建築物の耐震性確保には、倒壊を防止するとともに敷地の崩落、ブロック塀倒壊、窓ガラス、天井、看板等の落下の防止、エレベーターの閉じ込め防止対策など、総合的な安全対策を速やかに講じる必要がありますが、市長は今後いかなる取り組みを考えているのか、承りたいと思います。

6 つには、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から公共建築物等の耐震性確保が求められており、公共建築物等の耐震化の促進に強力に取り組む必要がありますが、学校等の避難場所を初め、公共建築物等の耐震診断、耐震化等へ向けた取り組みの進・状況及び今後の取り組み計画について、具体的かつ詳細にお示し願いたいと思います。

第2点は、地域安心安全ステーションモデル事業の推進についてであります。総務省では、地域コミュニティの住民パワーを生かし、地域の安心安全を構築するため自主防災組織等を核に、地域のさまざまな団体が広域に連携し、防災・防犯活動を行う地域安心安全ステーション整備モデル事業を平成16年度から実施しています。平成16年度に15団体、平成17年度に100団体が選ばれ、防災・防犯活動の先進的な取り組みを行っています。

この取り組みの背景としては、地震等、大規模災害の危険性が高まり、また若い青少年少女を対象とした犯罪の増加、犯罪の凶悪化が進む中で身近な場所での安心安全の確立が地域における喫緊の課題となってきたことが指摘されております。

特に災害時の緊急事態発生時には、警報伝達や住民の避難、救助を迅速、的確に行うためには、地域の消防団、自主防災組織、ボランティア等が活躍することが何よりも有効であることは、救出者の約98%が住民みずからの活動によるものであった阪神・淡路大震災の例からも裏づけられているのであります。

そこで、本市としても地域の安心安全を確保し、地域の防災力をさらに向上させるために、おこなっている自主防災組織を整備するとともに、地域の実情に即した単位で公民館や集会所、青年館などを地域安心安全ステーションとして指定し、そのステーションを活動拠点として自主防災組織や各種コミュニティが行う災害訓練や安心安全パトロール活動、消火訓練、自動対外式除細動器（AED）を使用した応急手当等について、資機材の整備・支援、ノウハウの提供などを通じて支援を行う地域安心安全ステーション事業の推進を図ることを提唱するものであります。これが取り組みについて承りたいと思います。

次に、まちづくりについてお伺いいたします。

第1点は、中心市街地の活性化についてであります。寂れた中心市街地商店街の活性化などを通して、歩いて暮らせるまちづくりを推進する改正中心市街地活性化法が8月22日に施行されたことは市長もご承知のとおりであります。改正のポイントは、まちの顔とも言うべき中心市街地に商業、居住、病院等の公共サービス施設などを効果的に集約し、高齢者でも歩いて暮らせるまち、コンパクトシティの形成を促進することです。

今回の改正によって大きく変わった点は、市町村の基本計画を総理大臣が認定する制度が創設されたこととあります。基本計画が創設されますと、交付金の配分など国による重点的な支援が

行われます。交付金の使い道についても、市町村が考える事業枠を拡大して、歴史的な街並みを活用したり、電柱地中化による景観の美化など、地域の工夫を生かしたまちづくりの推進、病院や市民文化施設などを中心市街地に誘導し、空きビルに対する改修や用途転換を支援するための暮らし・にぎわい再生事業や優良な共同住宅の供給を後押しする中心市街地共同住宅供給事業なども始められます。また、まちづくりには地域住民を初め関係者の主体的な参加が欠かせないことから、住民等が全体で話し合う場として中心市街地活性化協議会を地域ごとに設置することにしております。

そこで、私は、改正市街地活性化法の趣旨を踏まえ、まちづくりの全体像を検討して基本計画の策定に取り組み、認定申請を行い、支援措置を受けて、活気を失い、寂れつつある商店街、中心部のにぎわいを再生し、歩いて暮らせるまちづくりの推進を図ることを提唱するものでありますが、これが取り組みについて市長の前向きな答弁を賜りたいと思います。

第2点は、高齢者や障害者等が移動しやすいまちづくりについてであります。市長もご承知のとおり、新バリアフリー法、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が本年6月、成立いたしました。同法は、交通バリアフリー法とハートビル法を統合し、高齢者や障害者等が移動しやすいまちづくりを一体的に進めるのが目的となっております。

同法のもと、今後、市が進めるバリアフリー化のポイントは、一つには旅客施設や車両等、道路、駐車場、公園、建築物等を新設または改良するとき、さらには既存の同様施設と国が今後示される移動等円滑化基準への適合であります。

2つには、旅客施設、官公庁施設、福祉施設、その他の高齢者、障害者等が生活上、利用すると認められる施設を含む地区、重点整備地区を定め、施設や車両、経路、事業の実施主体などについて、重点的かつ一体的にバリアフリーを推進する基本構想の作成であります。そこで私は、新バリアフリー法の趣旨に基づき、移動円滑化基準への適合、基本構想の作成等を踏まえ、高齢者や障害者等が移動しやすいまちづくりの推進を図ることを提唱するものでありますが、市長の積極的な取り組みの姿勢、考えについて承りたいと思います。

次に、福祉問題についてお伺いいたします。

第1点は、幼稚園、保育所から認定こども園へ移行の推進についてであります。市長もご承知のとおり、認定こども園は就学前の乳幼児を受け入れて、教育や保育を一体的に提供するとともに、育児相談や親子の集いの場を提供するなど、地域に密着した子育て支援を行う総合施設であります。さきの通常国会で成立した就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる幼保一元化法に基づいて整備されるもので、親が働いている、働いていないに関係なく子供を入園させることができ、預かり時間も保育所並みの8時間に拡大されるなど、幼稚園と保育所の長年の垣根をなくして、双方の特徴を生かした施設づくりが可能となったのであります。

現行の幼稚園、保育所の認可制度を崩すことなく、就学前の子供のへ教育、保育の提供と地域における子育て支援の実施の機能を総合的に発揮できることをもって認定するため、母体となる既存の施設の違いに応じて、1つには、幼稚園と保育所が連携して一体的に運営を行う幼保連携型。2つには、幼稚園の機能を拡大し、保育所の機能を加える幼稚園型。3つに、保育所の機能を拡大し、幼稚園の機能を加える保育所型。4つに、幼稚園、保育所のいずれの認可もないが、地域の教育、保育施設が総合施設としての機能を果たす地方裁量型の4タイプが認められること

により、地域の実情に応じた選択が可能です。

本市においては、少子化等の影響により現在、勝浦幼稚園は定員を大きく割り、園児数が54名、定員の30%と減少基調に歯どめがかからず、需要と供給のミスマッチ、不都合問題が生じております。一方、隣接する中央保育所の入所児童数は141名、定員の94%と幼稚園とは逆にふえる傾向にあり、定員をオーバーしかねない状況にあります。そこで、これらの問題を解決し、幼稚園と保育所のよいところを生かしながら、その両方の役割を果たしてもらいたいとのニーズに対応するため、勝浦市立幼稚園、そして中央保育所から認定こども園へ移行の推進を図ることを提案するものでありますが、市長より前向きなご答弁を賜りたいと思います。

第2点は、出産育児一時金の支給方法の改善についてであります。現行の出産育児一時金支給制度は、出産後に請求し、1人につき30万円、10月から35万円に増額の一時金を受け取るまでに約1カ月近くかかる仕組みとなっております。一時的ではあっても高額な分娩費を親が一たん立てかえる必要があるため、制度の改善を求める声が数多く寄せられておりました。そこで、公明党は、子育て支援策の一環として、出産の家計負担を軽減するため、出産費用の総額から出産育児一時金を差し引いた金額を支払うだけで済む受領委任払い制度の普及を提唱し、少子化対策に関する政府与党協議会でも議論を重ね、一時金の支払い方法の改善策を厚生労働省がまとめたことは市長もご承知のとおりであります。

新たな改善策は、出産予定日の1カ月前から被保険者による事前申請、受け取り代理という方法で被保険者からの支払いでなく、保険者から医療機関への支払いを申請、依頼する手続きを受け付け、出産後に保険者である市町村などが医療機関に直接分娩費を支給します。分娩費は、医療機関によって違いがありますが、一時金が35万円に増額される10月以降、35万円を上限に支給します。例えば、分娩費が30万円であった場合、保険者が30万円を医療機関に支払い、残りの5万円は親に支給する仕組みであります。また、分娩費が40万円であった場合は、保険者が医療機関に35万円を支払い、差額分の5万円を親が医療機関に支払うことになります。この改善策は、10月以降に厚生労働省からの通知を受け、保険者と医療機関が同意したところから順次実施することができるようになっております。そこで私は、出産費用の総額から出産育児一時金35万円を差し引いた金額を支払うだけで済む受け取り代理方式を速やかに導入し、出産の家計負担を軽減する出産育児一時金の支給方法の改善を強く求めるものでありますが、市長のお考えを承りたいと思います。

以上で私の第1回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいまの滝口議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、鳥獣捕獲事業の問題について申し上げます。捕獲の許可条件及び県等が講じた処置について、1点目の本年6月29日に東上総県民センター夷隅事務所長が県知事に対し鳥獣の捕獲等を許可する条件、注意事項のかなめとして捕獲等に伴う事故の発生防止について、万全の措置を講ずるとともに、捕獲の日時、区域、方法等について地域住民等に周知徹底を図ること等の通知の事実関係についてであります。千葉県知事は、東上総県民センター夷隅事務所長から書面で、議員ご質問のとおり、通知を受けております。

2点目の事業主体である千葉県、その県から捕獲の委託を受けた県猟友会等は、捕獲の日時、

区域、方法等について、地域住民等に周知徹底を図ることを初め、捕獲等に伴う事故の発生防止について万全の措置を講じていたのか、いなかったのかについてであります。事業実施主体である千葉県は、平成18年7月19日付の事業実施通知文におきまして、県は安全性の確保及び違反防止等について種々対策を行う予定であるが、市においても地元住民の安全確保を図るため、広報や回覧などにより周知願いたい旨の記載がありました。しかし、この通知文を本市が受領したのは7月26日であり、通知文では捕獲事業は7月22日から既に始まっており、この点で事前周知が不可能でありました。

また通知文では、捕獲出動予定日は事業実施5市町全部を巡回するとのことであり、時間帯については事前に通知できないというのが県の見解であり、市として捕獲の日時について地域住民に周知徹底を図れない状況でありました。さらに、事業実施に先立ち研修会が行われておりますが、事業を要請した5市町に参加要請がなかったことも安全対策を講じる上で問題であると考えます。

したがって、千葉県は事業主体として捕獲等に伴う事故の発生防止について、万全の措置を講じたとは言いがたいと考えます。

3点目の鳥獣の捕獲等の許可条件、注意事項等を遵守の上、捕獲を実施していたならば、捕獲に伴う事故、事件の発生を防止することができたとの指摘があり、またこれを怠ったと見られる県及び県猟友会の責任は重大であり、このことについて県並びに県猟友会は公式の場でいかに釈明、謝罪されているかについてであります。千葉県知事は8月17日の定例記者会見で、欠けていたことは安全確認をお互いに当日に連絡し合い、十分な広報を行うこと、相互に連絡することが不十分だったと陳謝し、今後の安全対策については、安全確保のためのネットワーク確立に取り組む姿勢を示しております。県猟友会は、8月11日に会見を行い、このような不祥事が発生して遺憾だ。大変申しわけないと謝罪しております。また、県下市町村長に対しまして、8月14日付で千葉県環境生活部長より千葉県からの委託事業で発生した誤射による死亡事故についてという件名の通知があり、この中で事件の経過、今後、安全対策の再構築を進めていくこと、有害鳥獣捕獲事業等を実施している市町村については、安全対策について再点検するよう求められたところであります。

4点目の、市は本年6月29日、東上総県民センター所長が許可され、県が実施する鳥獣捕獲事業については、地域での捕獲に伴う事故を防止するための措置をいかに講じてこられたかについてであります。さきにご説明申し上げましたように、事業開始が7月22日で、事業実施に係る通知文を受領したのが7月26日であり、事前周知は不可能でありました。また、捕獲の日時、区域等の徹底周知という点につきましても、県は専任ハンターが1日で5市町を巡回するため、各市町に入る時間帯は事前にはわからないとしておりましたことから、市として広報しようにも、これらが大きな障害となりました。さらに、他の市町におきましても、県の広域な通知では防災無線の手配が具体的にできない。明確な事前通知が必要、また不確実で広域なものに周知広報はできないというような見解が新聞等で報じられており、このようなことから、本事業のあり方について疑問を感じるところでございます。

次に、捕獲事業に伴う事故の発生防止について、1点目の県及び市、それから委託を受け、捕獲を行う県猟友会、市猟友会等は、今回の事件の教訓を生かし、再発防止策をいかに講じられていくのかということについてであります。県は今回の事件を受け、県が実施主体となる捕獲事

業について、今年度は中止し、二度とこのようなことが起きないように安全対策について徹底的な検証を図り、事業の見直しを行いたいとしているところでございます。本市といたしましては、従来の市の安全対策である広報誌への掲載、看板の設置、行政防災無線での広報、市職員の同行等を再検証しているところであります。

広報等、周知を徹底しても実施区域内の山林等に完全に人が入らないというようにするには、物理的に困難でもあります。例えば、市外から勝浦に遊びに来て防災行政無線を聞き漏らしたり、注意看板を見落とし山林に入ってしまう者が現実にあります。これについては、ハンターが矢先の確認を確実にやり、引き金を引く、茂みががさがさしたからといって、すぐさま引き金を引かないという大原則を徹底して遵守し、銃口の先には人がいるやもしれぬとの考えを常に持ち続けることが肝要と考えます。幸いにして、市が実施する有害鳥獣捕獲事業では猟銃による事故はいまだございません。これは、市とともに勝浦猟友会員一人一人が安全対策に十分に取り組んできた結果であると考えます。また、現在、市内の各区長に対しまして、市の有害鳥獣捕獲事業に係るアンケートを実施しておりまして、このご意見を拝聴した上で、勝浦猟友会と協議し、事業広報を行う行政、猟銃を使用する猟友会と関係者が一体となって、より確実な安全対策を講じてまいりたいと考えます。

2点目の今回の事故発生に伴い、有害鳥獣の捕獲事業が中止されているため、農作物の被害拡大が懸念される中、万全な再発防止の徹底を図り、有害鳥獣捕獲事業の推進を図ることが望まれることから、県並びに市の今後の取り組みについてであります。8月中旬以降、水稻が実りの時期を迎えるにつれ、農業者から有害獣による被害報告が連日寄せられております。丹精込めて栽培した米が、有害獣により一瞬にして収穫ができなくなってしまうのは、農業者の気持ちを考えますと言葉にあらわしがたいものがあります。

ご質問の県並びに市の取り組みにつきましては、さきにご説明申し上げましたとおり、県につきましては本年度の捕獲事業を中止し、二度とこのようなことが起きないように、安全対策について徹底的な検証を図り、事業の見直しを行いたいとしているところであります。

市では現在、わなによる捕獲は従来どおり行っておりますが、猟銃による捕獲については自粛しており、この再開を含めた今後の事業について、区長にアンケートをお願いしております。今後は、この結果をもとに勝浦猟友会と協議し、猟銃による捕獲事業の再開・継続を検討してまいりたいと考えますが、多発する有害獣の被害に早急に対処するためにも、安全対策を再検証した上で、10月上旬ごろから猟銃による捕獲事業を再開したいと考えております。

次に、防災対策について申し上げます。

初めに、建築物の耐震化対策について、1点目の密集市街地や緊急輸送道路沿線の耐震化対策を講ずる考えについてであります。本市における勝浦地区、興津地区等の既成市街地においては、人口及び産業の集中による建築物の過密化、用途の混在化等の多くの防災上の課題を抱えております。

一方、地震が発生した際に援助・医療消防活動及び避難者への緊急物資の確保等に必要な人、物の輸送を行うための道路としての緊急輸送道路の沿線の耐震化を図ることも防災対策上、重要であります。

耐震改修促進法の改正により、道路を閉塞させる住宅や倒壊の危険性の高い特定建築物に対する指導が強化されるとともに、支援措置も拡充されたところでありますが、市としても、千葉県

等関係機関と連携いたしまして、既存建築物の耐震性確保・向上のため耐震相談窓口の開設や所有者に対して耐震改修等を積極的に努めるよう啓発事業の体制や環境の整備のための施策に取り組む考えであります。

2点目の民間住宅の耐震診断費用の助成措置についてであります。民間住宅の耐震化を促進するため、千葉県下においては、千葉市を初め13市町が耐震診断についての助成制度を設けておりますが、市といたしましても、震災時における住民の安全確保を図るため、後期基本計画に位置づけ、平成19年度より国の補助制度を活用いたしまして、昭和56年以前に建築された個人所有の木造住宅の耐震診断に対する助成措置を計画しているところであります。このため、平成18年度においては制度の効果的な実施を図るため要綱等の整備を図るとともに、建築関係団体との協議、調整や千葉県との連携により開催を予定しております耐震相談会を通じまして、市民の住宅の耐震化に対する意識の向上を図るための啓蒙や制度の周知に取り組む考えであります。

3点の耐震改修に要する費用負担を軽減するための補助制度の創設についてであります。耐震診断の結果、耐震性に劣ると判断された木造住宅を計画的に耐震化の促進を図るための即効性のある支援策については、財政事情を踏まえ、今後とも国の補助制度の活用方法や先進地における状況等について研究を進めてまいりたいと考えております。

4点目の敷地やブロック塀の安全対策及び窓ガラス、天井、看板の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策の取り組みについてであります。議員ご指摘のとおり、地震による被害を最小限にとどめ、被害の拡大を防止するためには、建物本体以外の地震対策も重要であると考えます。市といたしましても、千葉県と連携して敷地の崩落対策としては擁壁や法面の保安全管理が常時適正に確保されるよう所有者等に注意喚起し、ブロック塀についても、倒壊による通行人等への危害や緊急輸送などの通行に支障を与えることとなるので、適正な施工の啓発・普及に努めるとともに、既設のブロック塀に対して所有者等に対して転倒を防止し、安全を確保するための相談等の啓発を行い、落下物防止対策としては建築物の窓ガラス等の落下物による歩行者等の被害を未然に防止するために、窓ガラス等の落下に関する専門知識及び技術の普及・建築物の所有者等に対する啓発に努めたいと考えます。

近年、都市型震災に対する防災対策推進のために検討すべき課題としてエレベーターの閉じ込め防止対策が取り上げられておりますので、地震動を感知し、最寄り階にかごを停止させ、ドアを開放する機能の普及・啓発や早期復旧に向けた対策等について、千葉県内市町村で構成されております千葉県建築防災連絡協議会を通じまして関係団体に要請したいと考えます。

5点目の学校等の避難場所を初め、公共建築物等の耐震診断、耐震化へ向けた取り組みの進捗状況及び今後の取り組みについてであります。本市における耐震診断、耐震化等に向けた取り組み状況は、ご承知のとおり、建築物の耐震改修の促進に関する法律の第6条に、「特定建築物の所有者の努力として、昭和56年以前に建築された特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない」と規定されております。

これを受け、初等中等教育局長決定、公立学校建物の耐震診断実施要領に基づきまして、平成14年に勝浦小学校校舎、平成15年に豊浜小学校校舎と勝浦中学校校舎、平成16年に北中学校校舎について耐震診断を実施したところであります。また、耐震診断または耐力度調査を実施しなければならない学校施設を多く所管している地方公共団体等の設置者は、どの学校施設から耐震診断または耐力度調査を実施すべきか、その優先度を検討することを主な目的として実施いたしま

しす優先度調査を、学校施設耐震化推進指針に基づきまして、平成17年に勝浦小学校体育館、勝浦中学校体育館、北中学校体育館の3施設につきまして実施しております。

次に、今後の取り組み計画についてであります。今回の補正予算に計上してあります興津小学校校舎、行川小学校校舎、豊浜小学校体育館、総野小学校体育館、興津中学校校舎につきまして、予算採択後、調査を実施する予定であります。市民会館、公民館につきましては、本年度に耐震診断を実施いたします。耐震診断、耐震化等の未実施施設につきましては、財政状況等を勘案し、関係各課と調整を図り、逐次実施してまいりたいと考えております。

次に、地域安全安心ステーションモデル事業の推進についてであります。防災を初め防犯等に住民の方々の力を発揮していただくことは、地域の安心安全にとって非常に大切なことと認識しております。市といたしましても、防災講習会等を実施し、自主防災組織の設立の促進・育成を図り、また防犯に取り組む組織への支援を通じ、地域の安心と安全の確保に努めながら、地域安全安心ステーション事業の推進について検討を行ってまいります。

次に、まちづくりについて申し上げます。

初めに、中心市街地の活性化についてであります。ご案内のとおり、改正中心市街地活性化法が本年8月22日に施行されました。人口減少や少子高齢化など、社会構造が大きく変化するのにあわせまして、商店街の再生にとどまらず、公共施設等を中心部に再び集めたコンパクトなまちづくりを進め、空洞化する中心市街地ににぎわいを戻すことを目指しております。

本市におきましても、これまで中心市街地における生活基盤となる道路・交通基盤の整備、計画的な土地利用誘導を図るための用途地域を初めとした地域地区の指定等の都市計画の策定によるまちづくりを進めるとともに、中心商店街の活性化のための施策として、かつうらビッグひなまつり、いんべやあフェスタ勝浦の各種イベントを開催するとともに、商工会との連携による空き店舗対策、商店街組織に対する支援等の事業を行ってまいりました。しかしながら、市街地の人口は減少傾向にあり、高齢化も進み、郊外的大型店舗の進出の影響も懸念される状況にあります。

一方で、これまでの市の取り組みに連動する形で、平成16年度に中心部の商業を活性化することを目的に勝浦中央商店会が設立され、400年の歴史を持つ勝浦朝市との連携した事業を展開するとともに、本年4月には勝浦市の魅力を観光客、地域住民にアピールするための情報発信所、街の駅かつうら楽座を開設する等の積極的な取り組みを初めております。

市といたしましても、今後ともこのような商店街の取り組みに対する支援やこのたびの法改正により拡充された支援措置の精査、先進地事例の情報把握を行うとともに、事業者のみならず地域関係団体との連携・交流により商業を活性化するとともに、あわせて地域の特性を生かしたまちづくりとしての都市全体の活性化を目指すため、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりについてであります。市におきましてはバリアフリー化のために市営住宅階段の手すり取り付け、道路改良における歩道の設置、庁舎内の視覚障害者誘導システム及び障害者用トイレなどを設置してまいりました。また、社会福祉協議会においても、送迎サービス事業として高齢者や障害者が移動の際利用する福祉カー事業を実施してまいりました。

今後におきましても、施設の整備を行う場合、例えば道路新設、道路改良におきましては、歩道の設置及び点字ブロックの設置、図書館等につきましては障害者用トイレ、障害者用駐車場、

スロープ、点字ブロックの設置、市営住宅の2階につきましては手すりなどを設置して、高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりを推進してまいりたいと考えます。

次に、福祉問題について申し上げます。

初めに、幼稚園、保育所から認定こども園への移行の推進であります。ご承知のとおり、認定こども園は幼稚園と保育所の機能をあわせもつ施設であり、厚生労働省と文部科学省の両省が平成18年8月に施設の認定基準の指針を官報で告示いたしました。これを受けまして、地方自治体では、指針をもとに順次、同施設の具体的な認定基準を条例で定めます。条例化や認定手続が順調に進んだ自治体では、10月にも新しい施設が誕生することになります。

認定こども園は、就学前の児童に対し教育・保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援の場として都道府県が認定する施設であります。このため、指針では教育・保育の内容を初め、子育て支援や管理運営などについて認定条件が細かく定められております。

具体的に申しますと、就学前の子供に幼児教育・保育を提供するということで、保護者が働いているいないにかかわらず、子供を受け入れて教育・保育を一体的に提供したり、地域における子育て支援を行う機能として、すべての子育て家庭を対象に、子育て相談や親子の集いの場の提供などを行う機能等を定めております。

認定に際しましても、議員の質問の中で言われますように、母体となる既存施設の違いに応じた幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4タイプが認められることになっております。千葉県では、平成18年9月5日に認定こども園の認定基準検討委員会を開催し、認定基準について検討をしているとのことでありますので、勝浦市といたしましても、県の状況や関係各課と調整を図りながら検討していきたいと考えております。

次に、出産育児一時金の支給方法の改善についてであります。出産育児一時金につきましては、出生届の際に申請を受けて支給しているところであり、通常の場合、遅くとも出産してから2週間以内に支給しているところであります。

しかしながら、一時的とはいえ、被保険者は高額な分娩費用を支払わなければならないことから、負担の軽減を図る上でも事前申請による医療機関を代理受領とする支給方法については、近隣市町の動向を踏まえ、事務処理方法等を検討してまいりたいと考えます。

以上で滝口議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君）11時10分まで休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前11時10分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質問はありませんか。滝口敏夫議員。

○18番（滝口敏夫君）ただいま市長よりご答弁を賜りましたので、その答弁を踏まえまして、2回目の質問をいたします。

初めに、鳥獣捕獲事業の問題についてお伺いいたします。

第1点は、捕獲の許可条件及び県等がとった措置についてであります。ただいまの市長の答弁でもありましたように、本年6月29日、東上総県民センター夷隅事務所長は、県知事に対し鳥獣の捕獲等の許可をする条件、注意事項のかなめとして、捕獲等に伴う事故の発生防止について万

全の措置を講ずるとともに、捕獲の日時、区域、方法等について、地域住民に周知徹底を図ることについて通知されていた、これは事実として確認されたわけであります。

市長もご承知と思いますが、県知事に通知された書類の注意事項の中で、これは3番目でありましたが、今申し上げたことに加えて、捕獲等を実施する団体は、事故の防止に最大の注意を払うとともに、万一の事故に備え、保険に加入するなどし、事故に対応できる措置を講じること、こういうことも加えられております。また、千葉県及び県猟友会は、ただいま市長答弁のように、事故防止に万全な措置を講ずるということについて、万全な措置を講じられたとは言いがたいとの市長の見解が示されたわけでありましたが、これもそのとおりであると私も思いますし、その点について確認されたわけであります。

県並びに県猟友会の釈明、謝罪等についてはわかりましたが、勝浦市としては猿等の捕獲を県に要望したわけであります。ニホンザルは110頭、アカゲザルが20頭、ハクビシンが30頭、これが県知事に対して許可された通知の中で記されております。県がそれを受けて実施した捕獲事業でもあるわけでありますが、しかし、市としては要望した、その経緯もあることから、県が実施した捕獲事業であるけれども、正確な情報が把握できなかった。市域内での捕獲に伴う事故を防止するための措置を講ずることが結果的にできなかったということでありますけれども、私はこの痛ましい事件は起こるべくして起きてしまった感があるのでありますが、市民の代表であり、行政の最高責任者である市長としては、市民が犠牲となったこの事件の教訓を、今後どのように生かしていくのか。また、この教訓をどのようにとらえたのかということが重要な点であります。

そして、9月の下旬であります、県の幹部の方、県猟友会の会長、副会長等4名、猟友会のメンバー等も弔問に来ております。しかし、市は実施主体でないということからかよくわかりませんが、特殊な事情による事故、事件であります。しかも、勝浦の市域内の猿の捕獲を県に市としては要望している捕獲事業でもあります。そういう観点から考えたならば、遺族への弔問があっても不思議ではないわけであります。それも含め、ただいま市長が示された問題点の解決へ向けての対応について、市長はどのように考えているのか、承りたいと思うのであります。

第2点は、捕獲に伴う事故の再発防止についてであります。その1つは、行政及び猟友会が取り組む再発防止対策についてであります、鳥獣の捕獲等を許可する東上総県民センター夷隅事務所、この鳥獣の捕獲の許可条件、捕獲等に伴う事故の再発防止をする観点から、これを厳しくしていく必要があると思うわけであります。と申しますのは、許可書には許可条件として安全確保と、この4文字しか記載されてないのです。そして、夷隅事務所長が県知事に対して許可をされた、その通知書の中で、捕獲に伴う事故を防止するため万全な措置を講じることと、このように許可条件の第1に上げて通知されている。ところが、これを義務づけていく上におけるものがない。しかも、注意事項の3の中に捕獲等に伴う事故の発生防止について万全な措置を講ずるとともに、捕獲の日時、区域、方法等について地域住民等に周知徹底を図ること。また、捕獲等を実施する団体は、事故の防止に最大の注意を払うとともに、万一の事故に備え、保険に加入するなどし、事故に対応できる措置を講じること、このように注意事項として記載して通知されているわけであります。したがって、許可をする段階において許可条件を厳しく位置づけして義務づけないと、許可を受け、実施する団体の取り組みに結果的に甘さが出てしまうという可能性があるわけです。したがって、この許可条件を厳しくすることについて、市として働きかけていく必要があるのではないかと考えるわけであります。

許可を受け、捕獲事業を実施する県でありますけれども、捕獲を県猟友会へこれまで委託してきたわけでありましたが、この委託先を市町村へ委託する、そのように市としても要請していく必要があるのではないかと思います。この点の見解を求めます。

許可を受け、捕獲事業を実施する市としては、先ほど答弁の中に入っておりましたが、看板の設置、市広報誌による啓発、行政防災無線による広報、これについては範囲を特定して広報するとか、捕獲地区の区長に事前に連絡するなどの措置を考えていると思うわけでありましたが、その看板の設置について、わかりやすく明示するためには、その看板の様式や寸法、表示内容、設置箇所及び設置枚数等についても検討していく必要があると思いますし、また市広報誌での啓発についても、啓発記事等の内容をどうするかという検討も必要であります。そして、防災行政無線による広報についても範囲の特定、今まで土日になると、防災行政無線で広報されておりました。しかし、山の所有権者は山掃除に行く。枝打ちに行くにしても、この土日、休日に行こうとしても、広報で流されてしまって入れない。どこでやっているか全くわからない。こういう状況があったわけでありましたが、今後については、広報する場合についても範囲を特定して広報していただくという必要があります。

捕獲地区の区長への事前連絡でありますけれども、その事前連絡をすることは結構であります。連絡を受けた区長が住民へどのような形で効果的な周知を図るかというマニュアル的なものも作成して、その上で事前連絡をしていくということも検討する必要があるのではないかと思います。この点についてどうお考えなのか、お聞かせ願いたい。

また、猿の捕獲等についてでありますけれども、捕獲前にハンドマイク等で猟銃による捕獲を行う旨の周知を行う考えであるようではありますが、これは区長にアンケート調査をする前提として記載された中に入っておりましたが、それでは、ハンドマイクによる周知と安全確認、これはだれが行うのか、ハンドマイクの配備をどうするのか、この辺の検討も必要ではないかと思いますが、この点についてもお答えいただきたい。

市長の答弁にもありましたけれども、山菜とりなどに市外から来る人たちへの周知、安全対策をどうしたらよいのか、この辺の詰めが必要であります。さらに、山林の管理や山菜とりなどで市民等が山林へ入る際の安全マニュアルの作成等、配布についても検討が必要であります。

さらには、千葉県や東上総県民センター夷隅事務所との連携強化及び県・市猟友会との連携強化についてであります。これは教訓を生かして、綿密な連絡推進を図っていただきたいわけですが、この点の見解について承りたいと思います。

県からの委託を受け捕獲作業を行う県猟友会、同じく市からの委託を受け捕獲作業を行う市猟友会、勝浦市の猟友会については、これまで確かに事故なくやってきております。しかしながら、油断は禁物であります。したがって、ハンターのマナー、モラルの向上等、捕獲技術向上へ向けた訓練が必要不可欠であると思います。

8月29日、市役所4階で意見交換を行いました。その中でも問題提起されておりましたが、ハンターが高齢化してきております。足場の悪い山間部で、しかも危険な猟銃を持って、猟をするハンターについても、時には自分の命を張ってボランティアの活動の一環として一生懸命取り組んでくださっておりますが、体力の問題もあるし、俊敏な判断と対応という観点からも、高齢化してきている。この問題の解決もしていかなければならない。そういうこと等についての対策をどうするのかということについて、お考えをお聞かせ願いたいと思います。

有害鳥獣捕獲事業の再開についてであります、県の対応についてはわかりました。市は、10月中旬ごろからの取り組みを今考えているようでありますが、今申し上げたことについて見解あるいは考えについて、あるいは今後の取り組みについてお示しいただきたいわけでありましたが、それらを踏まえて安全対策を万全にした上で取り組んでいただきたいということを強く要請するものであります、お考えについてお聞かせいただきたい。

次に、防災対策についてお伺いいたします。

第1点は、建築物の耐震化対策についてであります。一つは、昨年9月、国が決定した建築物の耐震化緊急対策方針を受けて、本市の建築物の耐震化に取り組む環境をいかに整備していくのかという点であります、目標の設定や方針を定め、計画的に耐震改修を促進する仕組みや制度の構築について、その必要性をいかに考え、いかに取り組みを考えているのか、この際、承りたいと思います。

2つには、密集市街地や緊急輸送道路沿線の建築物の耐震化の必要性については、私が申し上げるまでもありませんが、これを促進するには建築物の所有者等がみずからの問題、地域の問題として取り組むことが必要でありまして、これを行政は財政・税制面から支援する措置を講ずることが望まれるわけでありまして、また国も具体的なことについて検討しております。それらを踏まえて、勝浦市としましても、その対応について検討し、具体的な取り組みを進めてもらいたいわけでありましたが、この点についてどのようにお考えになっているのか、お聞かせ願いたいと思います。

3つには、民間住宅の耐震診断費用の助成措置についてであります、現行の耐震設計基準の施行、これは1981年5月末前に建築された住宅を対象に市が耐震診断にかかる費用を助成する制度の創設が急がれておりまして、市は19年度からの取り組みを約されているわけでありましたが、これが取り組みについては対象とする住宅やその助成額、耐震診断の報告様式など、要綱、規則等で作成していくことが不可欠でありますけれども、その取り組みの進・状況、先ほどちょっと触れられておりましたが、それはどうなっているのか。助成額については、どの程度の助成を考えているのか、その施策の概要並びに予算措置、19年度、間違いなく踏み込んでいくのかどうか確認していきたいと思いますので、ご答弁を賜りたいと思います。

4つには、耐震改修等に要する費用負担を軽減する補助制度の創設についてであります、先進事例等を参考に研究し、対応を考えていきたいという趣旨の答弁でありましたけれども、そうしますと、まず耐震診断の事業を実施して、その結果を踏まえて改修等を行っていくと。その際の補助制度を創設するかどうかをその段階で検討するということになると、取り組みは平成20年度以降になるということになろうかと思いますが、この点の認識について、どのように考えているのか伺いたいと思います。

5つには、建築物の耐震性確保に当たっての総合的な安全対策についてであります、また建築物の所有者等に家具固定の普及、啓発とか、適切な固定方法の周知を図るなど、家具等の転倒防止対策、こういったものについて、ブロック塀等も含めて進めていきたい旨の趣旨の答弁がありましたけれども、具体的な取り組みとして平成19年度の予算編成作業過程で検討し、平成19年度からの具体的な取り組みについて検討されていくのかいかないのかという点でお答えをいただきたいと思います。

6つには、公共建築物の耐震化についてであります、学校や病院、庁舎を初め、多くの公共

建築物等は、災害時には応急活動の拠点として活用されることになっております。したがって、災害時の拠点施設としての機能確保の観点から強力に公共建築物等の耐震化の促進に取り組む必要があります。ただいま市長より取り組みの進・状況の一端が示されましたが、各施設の耐震診断実施結果及び耐震改修等をもとにした耐震性に係るリストを作成していただきたい。そして災害時の対策に反映するとともに、住民への周知を図るなどの取り組みを進めてもらいたいわけですが、住民の安心安全を確保する観点に立った、市長より前向きな答弁を賜りたいと思います。

第2点は、地域安心安全ステーション事業の推進についてであります。速やかな検討等、来年度からの取り組みを強く求めるものであります。地域の実情に即した単位で公民館や集会所、青年館等を地域安心安全ステーションとして指定していくこと。そのステーションを活動拠点として地域の安心安全活動を推進していくことは、実際面、可能であると私は考えるわけですが、この点について、市としてはどのように考えているのか承りたいと思います。

また、地域防災力を担う自主防災組織の整備へ向けた取り組みの課題、既設の自主防災組織の活動上の課題、及びその課題解決へ向けた今後の取り組みについて承りたいと思います。

次に、まちづくりについてお伺いいたします。

第1点は、中心市街地の活性化についてであります。市長もご承知のとおり、改正中心市街地活性化法に基づき実施される商業活性化事業に対する国の支援措置は、予算支援、税制支援及び財政投融资であります。

予算支援措置では、1つには戦略的中心市街地商業活性化支援事業を初め、2つには実効性確保診断サポート事業、3つに中心市街地商業活性化アドバイザー派遣事業、4つに中心市街地商業等活性化支援業務委託事業等が上げられております。

税制支援措置では、1つに中小小売商業高度化事業に協力する地権者等の財産評価の適正化、2つに中小小売商業高度化事業による土地の譲渡所得の特別控除、3つに地方税の不均一課税実施に対する減収補てん措置等が講じられ、財政投融资では中心市街地、商店街に出店・事業を行う事業者等の設備投資資金等に対する低利融資の実施があります。

これらは、いずれも経済産業省による支援措置であります。中心市街地再生の推進を図る国土交通省の振興方策としては、歴史資源の活用や町並みの整備など、中心市街地活性化に取り組む市町村の提案事業に対し、まちづくり交付金が交付されるのを初め、都市機能まちなか立地支援、空きビル再生支援等の暮らし・にぎわい再生事業やまち再生出資業務等の拡充、中心市街地への買い換え促進などからなる都市機能の集積促進、中心市街地共同住宅供給事業、町中居住再生ファンド等のまちなか居住の推進、土地の整形・集約化事業、その他都市再生機構による支援、地域住宅交付金の活用などの支援措置があります。

市民の多くの者は、中心市街地のにぎわいを望んでおりまして、今こそ勝浦の顔とも言うべき中心市街地を活性化していくチャンスでもあります。市長のさらに一歩踏み込んだ取り組みの決意、見解について承りたいと思います。

第2点は、高齢者や障害者が移動しやすいまちづくりについてであります。市長よりご答弁をいただきましたが、角度を変えて再度お尋ねいたします。

1つは、勝浦駅のバリアフリー化、エスカレーター、エレベーター及び障害者トイレの設置を初め、2つには市内路線バス、市民バス等の交通手段のバリアフリー化、これはノンステップバ

ス導入、3つには市街地の道路、4つには公園施設、5つには中央公民館及び興津公民館等のバリアフリー化について、市長の積極的な取り組みが望まれておりますが、今後の具体的な取り組みについて承りたいと思います。

2つには、重点的かつ一体的にバリアフリーを推進する基本構想の作成についてであります、これは速やかに取り組んでいただきたいわけでありますが、この点、再度、具体的な見解、取り組みについてお示しいただきたいと思います。

次に、福祉問題についてお伺いいたします。

第1点は、幼稚園、保育所から認定こども園へ移行の推進についてであります。さきに申し上げましたが、市立幼稚園の園児数は減少基調にあります。ちなみに、平成16年度の園児数は3歳児が17人、4歳児が23人、5歳児が27人で合計67人。平成17年度は、3歳児が18人、4歳児が21人、5歳児が24人で合計63人。平成18年度になりますと、3歳児が15人、4歳児が19人、5歳児20人で合計して54人。園児数はわずかの2年間で13人も減少し、来年度はさらに減少し50人以下となり、定員の3割にも満たない小規模化が進み、非効率な運営を続けることとなります。

幸い、保育所と幼稚園の両方の機能をあわせ持つ総合施設、認定こども園を整備するための幼保一元化法が本年5月に成立。8月4日には文部科学、厚生労働の両省が認定基準の指針、ガイドラインを告示されまして、早ければ10月にも都道府県知事による認定がスタートし、認定こども園が全国で誕生する運びとなったことは、本市にとって渡りに船、幼稚園が抱えている課題を一挙に解決することが可能となったのであります。

そこで私は、まず市立幼稚園の機能を拡大し、保育所の機能を加える幼稚園型の認定こども園を来年4月に誕生させる取り組みを強く求めるものでありますが、明快なる答弁を賜りたいと思います。

第2点は、出産育児一時金の支給方法の改善についてであります。市長もご承知のとおり、現在、出産費用として親に現金支給されている出産育児一時金の支払い方法について、保険者から直接医療機関に分娩費を支給する方式に改める改善策を厚生労働省がまとめられました。来月には都道府県知事に通知し、市町村など健康保険の運営者に改善を求めていく方針であると伺っております。そこで、本市としては来年度から受取代理方式による出産育児一時金の支給方法の改善を図ることを再度求めるものでありますが、来年度からの取り組みについて承りたいと思います。

以上で第2回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）鳥獣捕獲事業に対するとうい市民の生命が奪われたことについては、まことに残念なことであり、心から弔意を表したい、そう思います。

これは、私どもとしては、当然あってはならないことでありまして、私たちが現在講じておる対応策がそれで万全であったかということは反省すべきである。そして、その地域内に知らない人が入った場合でもということを考えに入れなければ、対策としては十分でないだろう。したがって、今、私たちがとっている対応策については、これはもう一度、その根底から組み直し、考えを改めていかなければならないものというふうに考えております。したがって、この件については、担当課長とも私はよく相談しながら、現在、方向性について協議しておりますし、今までのことをすべて反省をしてとらえていくということで、これから先進でまいりたいと、そう思

います。

しかしながら、これはハンター個人のモラルの低下ということは現に慎まなければならない、そういうハンターの再教育というものも厳重に行われるべきであると、そういうモラルの欠如が、矢先の確認をおろそかにした結果と言える。したがって、私たちはその辺の教育までも十分に行っていく必要性を感じております。いずれにいたしましても、市民1名の人命が失われたという大きな、少なくともとうとい命を犠牲にしての事業ですので、それを踏まえて、今後の対策に十分に役立てていきたい、こういう覚悟で臨んでおります。以上でございます。

○議長（水野正美君）岩瀬農林水産課長。

○農林水産課長（岩瀬 章君）お答えいたします。今回、千葉県が実施いたしました野生猿生息数調査のための捕獲事業によりまして、一市民が亡くなるという事件が発生したことに対しまして大変遺憾に感じており、亡くなられた方に対しまして心よりご冥福をお祈りするところでございます。

今回の事件発生の原因につきましては、まず第1は、従事者のハンターの基本的なマナーの欠如があったと考えます。また、そのほか安全対策面におきましては、行政間の伝達の不徹底という面もあったと感じております。

今後につきましては、県事業また市事業におきまして、行政間におきましては二度とこのような事件、事故が発生しないよう、安全対策を構築することが行政の責任であるというふうに感じております。

2点目の再発防止対策に関しましては、許可権者、県民センターの許可内容等を厳しくしてはという内容でございますが、鳥獣の捕獲等、また鳥類の卵の採取等の許可に当たりましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づきまして、今回、東上総県民センター夷隅事務所長から千葉県知事に対して許可、また許可をする際の条件、注意事項等が付されたわけでございますが、この許可条件、許可の手續等につきましては法律の運用上の話でございますので、今後、県の方へ事故再発防止の観点から相談をしてみたいと考えます。

3点目の今回の事業につきましては、千葉県から千葉県猟友会への委託という形でありましたが、これを市町村への委託という形ではどうかというご質問でございますが、今回の事件の要因の一つといたしまして、地理が不案内な市外のハンターによる班編成というようなこともございました。この点につきましては、事業内容としての問題も感じておりましたことから、先般、9月4日付をもちまして千葉県知事に対しまして、県事業の見直しを行い、地元猟友会等の捕獲体制等が整い、重点的な捕獲事業を実施する意向がある市町については、市町に実施させ、事業に係る財政支援を講ずるよう、このような内容で千葉県知事に対して事業見直しに係る意見書を提出してございます。

次に、4点目の市の捕獲事業の実施に当たって行う安全対策、広報または看板設置等につきまして充実を図る必要があるというご質問であります。これにつきましては従来、広報、行政防災無線、また看板、あるいは職員の配置等の形で安全対策を講じてきておりますが、これらにつきまして引き続き猟友会等と相談をしながら、具体的なマニュアル的なものを整備していけたらというふうに考えております。

また、5点目の猿の捕獲に対する安全対策につきましても、現在、区長へアンケート依頼している中でも記載させていただいたところでございますが、例えばハンドマイク等で安全周知を今

後とも充実していけたらというふうに考えております。この辺につきましても、安全対策マニュアル的な中に取り組めたらというふうに考えております。

また、6点目の山菜とりや観光的な面で市外の来勝者が山林に入る場合のケースということについてでございますが、これにつきましては従来よりなかなか周知が難しい面もございましたが、他市町村の事例等も参考にしながら、検討する必要があるというふうに考えております。

次に、関係機関の連携を充実すべきというご質問でございますが、千葉県では今回の事件を受けまして、再発防止に向け徹底的な検証を図り、事業等を見直していくと。このために安全対策会議を行ってまいるということでございます。先般、9月7日並びに9月14日におきましても、既に第1回目、2回目の会議が行われたところでございますが、今後のこのような会議の中で関係機関の連携につきましては重要な安全対策事項でございますので、この充実につきまして要請してまいりたいというふうに考えます。

次に、8点目の千葉県猟友会、市猟友会を含めまして、ハンターのマナー、モラルの向上等、技術向上等も含めた研修等が必要ではないかというご質問でございますが、勝浦猟友会ではさまざまな面で安全対策に対する努力を従来よりしてきております。駆除員につきましては、定期的に射撃訓練を行う。また、駆除員の選定につきましては、実務経験等を十分踏まえた上で選定していく。さらに、日頃より健康チェックを徹底する等、努力してきておりますが、今回の事件の教訓を生かしまして、一層充実した形での資質の向上につきまして相談をさせていただきたいと考えます。

また、9点目の8月29日の意見交換会で出た件ということで、勝浦猟友会も含めた猟友会員の従事者の高齢化している問題につきましては、これにつきましてはご質問のとおり状況が傾向としてあると思いますが、現時点におきましても近隣の地域をよく周知している近隣市町のハンターに協力をお願いしている体制で進めておりますので、引き続き当面、現状の形で行ってまいりたいと思います。なお、狩猟免許等の広報等につきましては、今後のハンター試験等の機会の周知を図ってまいりたいと考えております。

最後に事業の再開についてのご質問でございますが、先ほど申し上げましたとおり、現在、意見交換会を踏まえて、区長に対してアンケートをお願いしておりまして、これが集計中でございます。今後、この結果をもとに勝浦猟友会と協議の上、安全対策を再度検証した上で、10月上旬ごろから捕獲事業を再開してまいりたいというふうに考えておりますが、この際の安全対策につきましては、先ほどお話ししましたとおり、ハンターの狩猟の基本原則の遵守はもとより、市で行ってまいりました従来の安全対策をさらにきめ細かい内容といたしまして実施していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）午後1時まで休憩いたします。

午前11時54分 休憩

午後 1時00分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。三上都市建設課長。

○都市建設課長（三上鉄夫君）お答えを申し上げます。

1点目の耐震改修の目標設定、制度設置等の計画の策定についてでございますが、議員ご承知

のとおり、平成17年10月28日に改正耐震改修促進法が成立いたしまして、本年の1月に施行をされたところであります。この中には大規模地震に備えて学校や病院などの建築物や住宅の耐震診断、改修を早急に進めるための周知目標等を盛り込んだ計画の作成が都道府県に義務づけをされたところであります。これをもって、現在、千葉県では県内各市町村から資料を取り寄せまして、18年中に千葉県耐震改修促進計画の策定を現在進めているところでございます。市といたしましては、この法律の中で市町村には計画策定の義務づけはされてございませんが、県の計画が策定後、その内容を十分踏まえまして、勝浦市に即した内容について研究してまいりたいというふうに考えております。

2点目の密集市街地等の耐震対策促進のための具体的な財政措置についてでございますが、危険性のある建築物の現状を把握いたしまして、所有者に対する指導に努めるとともに、今後とも耐震改修を促進するための国の支援措置等を精査し、また研究してまいりたいと考えております。

3点目の民間住宅耐震診断助成事業の内容及び要綱等の進・状況でございますが、現在、担当課、都市建設課において案を作成している段階でございますが、課の考え方といたしましては、対象物が昭和56年以前に建築された既存の木造住宅、また、地上2階建て以下の住宅で在来工法により建築されたもの、また補助予定額でございますが、耐震診断費用に要しました経費の2分の1以内で3万円の限度額という内容で現在検討を進めております。

先ほど申しましたとおり、課内において案を作成している段階ではございますが、今後、財政当局、また建築関係団体との協議、調整を得て早期に要綱を制定したいと考えているところであります。

4点目の耐震改修事業に対する助成でございますが、この診断事業は19、20年というふうになってまいりますと、20年以降になってしまう可能性があるわけですが、耐震改修の促進のためには早期の実施が好ましいと考えております。市といたしましても、来年の1月に勝浦市で予定しております耐震相談会や、また19年度からの耐震診断事業の実施状況、財政事情等を踏まえ、効果的な助成の手法、内容について詳細に検討したいと考えております。

5点目の敷地崩落やブロック塀の倒壊、落下物対策等の防止等の総合的な安全対策について、19年度の予算措置の考え方ということでございますが、ブロック塀や敷地の崩落対策等につきましては、今後とも千葉県と連携いたしまして、点検、パトロールを実施などしまして、危険個所の把握や改善指導に努めてまいりたいと考えます。また、エレベーターや落下防止については、千葉県が建築基準法による報告等の機会をとらえて、指導、啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、関財政課長。

○財政課長（関 重夫君）それでは、私の方からは公共建築物の耐震関係についてお答え申し上げます。耐震診断結果のリストの作成、またそれに基づきました災害時への対応等につきましては、今後、建物を所管する関係各課等と協議し、取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、田原環境防災課長。

○環境防災課長（田原 彰君）安心安全の問題につきましてお答え申し上げます。

まず、1点目の安心安全ステーションの活動の推進ということでございますが、議員ご承知のように、地域安心安全ステーション整備モデル事業という国の事業がございます。この事業につきましては、自主防災組織や各種のコミュニティ組織、そういう組織がステーションを拠点にし

て防災と防犯の活動を行うという事業がございます。議員がおっしゃられたのは、この整備モデル事業の流れの中での取り組みというふうに理解してご答弁申し上げます。

まず、このステーションというものは、この事業の中では小学校区単位で整備を行うという状況でございます。その中でどういう施設かと申し上げますと、公民館や消防団詰め所等を活用する、そういう施設を活用するというような大きな考え方でございます。

そういう中で、第1点目の今後の活動の推進ということでございますが、安心安全につきましては、先ほど申し上げましたように、防災、防犯をあわせ持った活動という内容でございますので、防災につきましては後ほども触れますが、自主防災組織の育成という問題を現在取り組んでおりまして、今後もそういう育成、あるいは既存組織の強化を図ってまいるという事業を進めておるところでございます。

また、防犯につきましては、昨今、非常に犯罪等がふえてまいりました。そういう社会情勢でもありますし、市といたしましても今回の補正予算にもお願いしてございますが、少しでも地域の安全を守るための防犯活動を推進したいというふうに考えております。

したがいまして、安心安全ステーションを設置するということでございますが、活動は現在、そういう形で基本的な活動を推進しているという状況の中でございます。今後こういう活動がより活発化すれば、安心安全ステーションの必要性も生じてくるだろうというふうに認識してございます。

次に、2点目の自主防災組織の問題でございます。まず、1点目の自主防災組織の課題ということでございますが、現在、我々も自主防災組織を組織していただきたいということで住民に対して防災講習会等を実施しております。そういう中で、本年8月1日に墨名区で自主防災組織を設立したということで正式に勝浦市に届け出がございました。これで市内合わせて4つの自主防災組織が現在、組織化されたという状況でございます。

その中で何が課題かということでございますが、まず住民の方々の防災意識が非常に重要だろうというふうに位置づけております。防災意識を醸成するということは、市といたしましては防災講演会、あるいは防災の先進地の視察等も含めて、啓蒙活動をこれから推進していかなければならないだろうというふうに考えております。そういう意識の醸成が非常に重要であろうというふうに、これが課題だろうというふうに考えております。

次に、既存組織の課題ということでございます。現在4つと申し上げましたが、3つの既存組織が今までございまして、それぞれ自主的な防災訓練等の活動を行っているというふうに伺っております。また、市に対して自主的な防災訓練に支援をしていただきたいということで、我々出向きまして防災に関する情報を提供するというような仕事もしているわけでございますが、そういう中で一番重要なのは実践的活動が非常に求められるだろうというふうに思っております。実践的活動というのは、住民みずからが地域を見、地域の問題点を掘り起こし、それに対してみずからがどういう行動をとるのかということを感じていただくことが組織の持続性といえますか、組織を維持し、組織が具体的な活動を行う非常に重要な要素であろうというふうに考えております。こういうことが非常に活発に行われれば、組織が非常に充実してくるだろうというふうに考えております。

続いて、課題の解決ということでございますが、今まで申し上げた内容が主なものでございますが、組織はつくって動かなければまずいだろうと思います。自主防災組織はみずからの命を守

る第一義的な手段だろうというふうに思っておりますので、そういうところで何が必要か、どういう課題が必要かということは、危機意識を持っていただくというために講習会を実施したり、そういう基本的な組織をつくる段階でいろんな情報を我々としては提供していく必要があるだろうというふうに考えております。

こういう活動の中で、防災意識を高め、防災組織をより強固なものにし、災害に備えるということが非常に重要であろうというふうに認識しております。

なお、防犯につきましては、これは防災、防犯があわせ持った質問の内容というふうに理解してございますので、防犯につきましては17年12月に制定いたしました勝浦市安全で安心なまちづくり推進条例にのっとりまして、この防犯活動を広めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、守沢観光商工課長。

○観光商工課長（守沢孝彦君）それでは、中心市街地活性化についてお答え申し上げます。市街地の整備改善に関する事業と商業の活性化に関する事業を民間活力の活用を図りながら、ハード、ソフトの両面にわたり、施策を総合かつ一体化に推進していかなければならないとのことですので、このような条件を満たす中心市街地の区域の位置づけ、土地利用を初め、機能集積の実態、それと想定される事業の範囲などを考慮いたしまして、活性化を行うにふさわしい適切な範囲でなければならぬと考えております。

このようなことから、中心市街地の形成となると、現在の市街地、中央商店会を初め、さらには中心市街地と郊外の開発を並行しての取り組みも視野に入れた考え方もしていかなければならないのではないかというふうに考えております。

また、各市町村によっては中心市街地の形態の状況は異なっていると考えますので、新たな中心市街地の形成となると問題点も多く、さらには推進を誤ると死活問題にもかかわってくるのではないかと考えておりますので、今後、いずれにいたしましても、中心市街地活性化の推進に対しましては商工関係者を初め、関係機関、庁内各課との十分な協議、さらには意見調整や検証、研究が必要ではないかと判断いたしますので、現段階におきましては、現在の市街地中央商店街の推移を見守りながら、適切な判断をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君）新バリアフリー法の関連についてお答え申し上げます。

1点目の勝浦駅のエレベーター、あるいは身障者トイレなどのバリアフリー化の関係でございますが、駅施設は基本的に鉄道事業者が事業主体となって負担すべきものであるというふうに思っております。このようなことから、県が事務局を努めております千葉県JR路線複線化等促進期成同盟、あるいは夷隅郡市で構成をいたします外房線複線化等促進協議会におきましてバリアフリー化を含めた駅施設の整備について活動を行っておるところでございます。今回、新しい法令の内容につきまして十分研究をして、引き続き要望してまいりたいというふうに考えております。

2点目の路線バスあるいは市民バスについてでございますが、市内の路線バスあるいは市民バスも含めてでございますが、ノンステップバスの運行は現在しておりません。路線バスにつきましては、採算性の高い路線につきましては配備をされておるようでございますが、赤字路線につ

きましてはなかなか状況的に難しいというような状況でございます。市民バスにつきましては、経費等の関係がございますので、ノンステップバスとまではまいりませんけれども、補助ステップを配備したバスで運行しているところがございますが、いずれにしましても、先ほどと同じように、法令等の内容を十分研究してまいりたいというふうに考えております。

3つ目の道路あるいは公園等、もろもろの公共施設を含む基本構想の策定の関係でございますが、このバリアフリー新法につきましては、本年6月15日に法律の公布がされたところでございます。施行は、公布の日から起算をして6カ月以内に政令で定める日からというふうに定められております。現在、政省令で定めます国の基本方針、あるいは対象施設ごとのバリアフリー基準の策定等を鋭意国の方で進めておる状況でございます。したがって、この政省令等の内容がまだ示されておられませんので、示され次第、関係各課と研究、検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、松本教育長。

○教育長（松本昭男君）認定こども園の件につきまして回答いたします。私は、子供の健やかな成長を図る施設は、子供たちに最高の教育、あるいは最高の保育ができる施設でなければならないというふうに思いますし、また、最近の少子化の中で母親、父親に子育てをできるだけ援助できる、そういう施設でもなければならないというふうに思っています。

そういう点から考えますと、私の今まで得た情報の中では、議員ご指摘のとおり、認定こども園は大変優れた施設ではないかなというふうに思っています。したがって、十分研究する必要があるというふうに思いますが、先ほど幼稚園の実情につきまして議員の方からご説明がありましたけれども、勝浦幼稚園、ご指摘のように3クラス、子供の数が60人弱、職員が園長、学級担任3名、そして臨時が1名の計5名でございます。1クラスの子供の数は多いところで20名、あとの2クラスはそれをちょっと欠けるというような状況でございます。市内の小学校と比較しますと、小学校には実は10名前後というクラスを持った学校はかなりあります。そういう学校でも10名前後の職員がいるという状況でありますから、勝浦幼稚園は財政的な効率面から見ても、それほど非効率ではないというふうに私は思っています。また、1クラス20名弱という数字は、実は子供を指導する上では大変望ましい条件ではないかなと。先生の手もよく届きます。目も届きます。また、子供たちが遊ぶ、あるいは勉強する人数としても、すごく少なくはないだろうというふうに思っていますので、現在の勝浦幼稚園は人的にはかなり優れた条件のある施設ではないかなというふうに思っています。

ただ、お隣の中央保育所の子供の数の多さ、あるいは幼稚園につきましても、保育という面からは多少問題があるかなというふうに思いますので、認定こども園について研究する必要は十分あるだろうというふうに思います。

ただ、現在の離れた施設をどうするか、あるいは先生の資格、教諭の資格、あるいは保育士の資格、その関係の調整をどう図っていくかということもあるかと思しますので、すぐに結論を出すことは大変難しいなというふうに思っています。したがって、教育委員会といたしましては、保育所を管轄する福祉事務所と十分協議、研究して進めていくことが必要ではないかなというふうに思っています。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、滝本市民課長。

○市民課長（滝本幸三君）出産育児一時金の支給方法の改善についてであります。現状の支給方

法につきましては、先ほど市長が申し上げたとおりであります。確かに現状では一時的とはいえ、分娩費用の立てかえというようなことになるわけでありますので、この負担の軽減を図る上からも、この改善につきましては新年度からを目標に検討してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）続きまして、土屋 元議員の登壇を許します。土屋 元議員。

〔1番 土屋 元君登壇〕

○1番（土屋 元君）それでは、通告に従い、私は1つとして勝浦市財政健全化計画について、2として勝浦市行政改革大綱2005について、3として勝浦市総合計画（後期計画）について質問させていただきます。

それでは、1つ目の財政健全化計画についてお尋ねいたします。ご存じのように、本市では計画の策定根拠といたしまして、平成9年3月、高度化、多様化する市民ニーズや社会経済情勢の変化に伴う新たな行政課題に対応していくため、勝浦市新行政改革大綱を策定し、平成15年3月には向こう3カ年間にわたる勝浦市新行政改革大綱の見直しを図り、その推進に努力されてこられたわけであります。

しかしながら、長引く景気の低迷による市税収入の減少、三位一体改革の進展などの影響により、平成16年6月、勝浦市の財政見通しと行財政改革の取り組み方針についても策定。しかし、さらなる財源不足が予想される状況下におきまして、本市の平成18年度から22年度までの財政収支を平成17年度の決算見込みを基準に一定の条件のもとで推計しますと、5年間で累計9億7,300万円の財源不足が生じ、現状のままでは累積赤字が標準財政規模の20%を超えるまでに至り、財政再建団体へ転落する可能性が生じてしまうこととなります。

市では、このような状況を回避するために、また将来に向けた市発展の基礎となる財政基盤の確立を目指すために、新たに勝浦市財政健全化計画の策定に至ったわけであります。

そして、その基本姿勢として、財政健全化に当たってはできる限り市民のサービスが低下することがないように配慮しながら、まず1つとして職員一人一人が現在の危機的な財政状況の十分な認識と意識改革を行い、徹底した行財政改革による行政コストの削減等、事務事業の見直しについて全庁挙げて取り組む。2つ目として、見直しに当たっては、事務事業に内在する構造的な問題を明らかにして、問題意識を共有し、新たな視点、発想のもと、各担当課が率先して取り組むとされております。

基本的視点としましては、1、財源の確保、2、徹底した内部改革、3、事務事業の見直し、4、行政ができることは行政が行うから、行政でしかできないことを行政が行うへの転換、市民参画と協働施策の構築などを掲げられ、日々行政改革との認識のもと、強い決意がうかがわれる内容となっております。

そこで、健全化計画についてお尋ねいたします。

まず1点目は、基本方針の基本姿勢について、1といたしまして、職員一人一人が現在の危機的な財政状況の十分な認識と意識改革を行い、徹底した行財政改革による行政コストの削減と事務事業の見直しについて全庁挙げて取り組むとありますが、それを達成すべき具体的な取り組み

方法をお教えてください。

2つ目としまして、見直しに当たっては事務事業に内在する構造的な問題を明らかにして、問題意識を共有し、新たな視点、発想のもと、各担当課が率先して取り組むとありますが、その事務事業に内在する構造的な問題を明らかにする具体的な抽出方法はどのように考えているか、これをお尋ねいたします。

2としまして、具体的な取り組み方策についてお尋ねいたします。1といたしまして、歳入確保について。計画では、向こう5年間で総額7億2,800万円の確保目標額を掲げておられます。主なものとしては、一般廃棄物に係る手数料1億6,800万円、23%、遊休財産の有効活用で9,400万円、12%を占めております。そこで、1、一般廃棄物の平成19年度改定計画の予定がされておりますが、現在、どのような準備がなされ、進められているのか、お教えてください。2番目としまして、遊休財産の活用、売却の具体的な取り組み方法を、これはもう準備しなくてはならないと思いますが、この取り組み方法についてお教え願いたいと思います。

次に、2番といたしまして歳出の削減についてであります。計画では、向こう5年間で総額2億4,500万円の確保目標額を掲げておりますが、主なものといたしまして人件費の削減1億2,500万円、51%、うち議員定数の見直しが8,900万円で71%を占めております。計画期間内の職員削減目標は19人、退職見込み数31人、採用予定者数は12名であります。

そこで、1といたしまして、退職者不補充の今後の見解についてどうなっているか、お聞かせください。2といたしまして、採用予定数12人の今後の見通しについてはどのようにお考えか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、2番目といたしまして、勝浦市行政改革大綱2005についてお尋ねいたします。勝浦市行政改革大綱2005の策定の背景あるいは根拠につきましても、前段の財政健全化計画で少し述べさせていただきましたので割愛いたしますが、大綱の概要は、ことしの「広報かつうら」1月13日号で掲載され、市民に発表されました。その中に市長の年頭に当たっての中で、策定の背景とともに、市民こそ主人公を信条に、明るい活力あるまちづくりを目指し、その実現に向けて努力を傾注してまいりますので、市民各層の変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げます、と力強く抱負を述べられておりました。また、2005大綱の冊子の中におきましては、行政改革の推進に当たっては、主権者である市民こそが市行政の主役であり、市民こそ主人公を基本姿勢として、情熱と誇りを持って改革と見直しに真剣に取り組んでまいります。これからは勝浦市の発展と市民の幸せの実現のために鋭意努力してまいります所存でありますので、市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたしますと、さらに力強く決意が述べられておりました。

そこでお尋ねいたします。行政改革を推進するに当たり、市長の基本姿勢についていま一度お聞かせ願いたいと思います。

次に、2番目としまして、行政改革実施計画の初年度といたしまして、進・状況ということについては、まだまだ始まったばかりだと思いますが、このスタート年の段取りというのが一番大事でございます。考え方も大事です。市長の強い決意をどうやって各行政改革実施計画に反映し、推進していくかの準備期間というのは非常に大事なことでありますので、質問させていただきます。

(1)としまして、事務事業の見直しであります。その中で1.行政評価制度の導入について、2.公民館、図書館等、公の施設の通年開館化について、3.職員提案制度の活用について、4.パソ

コンソフトの見直しについて、5. 1人1台パソコンの整備について、6. 1係1改善の推進について、7. 窓口業務の時間延長と勤務時間の検討について、8. といたしましてイベントの再検証について。

次に、（２）といたしまして、地域協働の推進と公正で透明な行政運営。１としまして市民への行政情報の積極的開示について、2. パブリックコメント手続制度の活用について、3. 自主防災組織の育成について、これは前段者等々お答えがありますが、改めてここでもお聞き申し上げます。

（３）番目といたしまして、組織の改編。１で関連課の統廃合についての検討について、2. 保育所の統廃合について。

（４）といたしまして、定員管理の適正化。その中で1. 職員の再任用制度及び任期つき職員の採用制度導入の検討について。

（５）といたしまして、職員の意識改革、人材育成の推進。1. 自己申告制の活用について、2. 研修に関する基本方針に基づく研修の充実について。

最後に、３番目といたしまして、勝浦市総合計画後期計画についてお尋ねいたします。本市では、ことしの３月、勝浦市総合計画後期計画が策定され、発表されました。総合計画の計画及び実施計画の策定に当たって、数値目標が見受けられないとお見受けしますが、事業ごとの目標数値設定は非常に困難とお聞きしております。しかしながら、財源の確保は厳しさをますます増す時代だからこそ、事業の効果を判定し、むだのない最小の経費で最大の効果が上げられるような事業計画の構築が求められているのではないのでしょうか。また、必要であると私は思うのであります。

そこで、勝浦市総合計画の中からピックアップした内容ということで２つだけ上げさせていただきました。１番目としましては、この計画における数値目標についての考え方、そういったものがどういうふうに位置づけられて、もし、内部的にはあるんですよということであれば、そういうことも含めて数値目標を各事業ごとに設定されてあれば、そういうことについてもお尋ねしたいと思います。

次に、２として計画第２章第２節の快適に暮らせる体制づくりの中で、１といたしまして、交通安全対策事業であります。これは、国道 128号線、国道 297号の歩道整備の早期完成の要請活動をしていきますとなっております。ですから、その要請活動の具体的な方策について、どうお考えになっているかをお聞きしたいと思います。

２といたしましては、計画的な生活道路の整備についてであります。現在、高齢化等々の進展と市道の損傷状況が一段と増す中で、市民はキャリアカートをつくっていろいろ買い物に行ったり、歩いていろいろな日常生活を営んでおりますが、市道の現況と改良計画について、どのように今後取り組んでいくかをお聞かせ願いたいと思います。

以上で１回目の質問とさせていただきます。

○議長（水野正美君）市長から答弁を求めます。藤平市長。

〔市長 藤平輝夫君登壇〕

○市長（藤平輝夫君）ただいまの土屋議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、勝浦市財政健全化計画について申し上げます。基本方針の基本姿勢につきましては、限りある財源と人材を最大限に活用していかなければ、計画達成も困難となりますことから、ま

ず、職員一人一人が現在の厳しい財政状況を十分認識した上で事務事業に当たることが必要でありますので、これまで管理職はもとより、係長相当職を対象とした説明会や経験年数の浅い職員を対象とした財政状況に関する研修会を開催するなど、意識改革に努めてきたところであります。

また、事務事業の見直しに当たりましては、従来からの慣例にとらわれることなく、絶えず新しい視点に立ち、事務担当者として感じた問題点、矛盾点、あるいはむだな点を洗い出し、さまざまな角度から分析した上で、事務事業に反映させるよう努めてきたところであります。

次に、歳入の確保について申し上げます。

初めに、一般廃棄物の平成19年度改定計画について、現在どのような準備がなされているのかについてであります。廃棄物の発生量は人口の増加や経済活動の進展、生活様式の変化により年々増大するとともに、処理困難な廃棄物も増加し、廃棄物の処理を行う市町村におきましては、大量生産、大量消費、大量廃棄型社会経済システムから資源循環を基調とする持続可能な社会づくりへの転換が急がれています。

このような状況の中で、一般廃棄物処理施設の整備、容器包装の分別収集、さらには廃家電等の不法投棄対策など、事業を行う市町村の財政負担が増大している中で、本市においてはこれまで一般家庭ごみは無料としてまいりました。しかし、近年になり、県内の各市町村も有料に踏み切るところがふえ、また検討している市町村もふえてきているのが現状であります。

平成12年4月に指定ごみ袋制を導入し、これにより資源化量の増加、最終処分量、焼却処理量の減少という成果を得ましたが、平成13年度以降につきましてはふえつつあるなど、依然としてごみの量は減少しておらず、またごみ質は年々多様化しています。

このようなことから、ごみの排出段階での削減や分別の徹底による資源化の推進により、資源循環型社会、持続可能な社会をつくり上げていくことが必要であると考えます。

一方、近隣市町すべてがごみの有料化を導入済みという状況であることから、越境ごみ対策についても考慮する必要があると考えます。

このような現状を踏まえ、廃棄物をより多く排出する者がより多くの費用を負担する原則、いうならば受益者負担を導入し、ごみ減量、リサイクルの一層の推進を目的としたごみ処理費用負担制度の導入を考え、近隣市町の現状及び課題等を調査し、庁内検討会を実施したところであります。今後は、環境審議会等の意見を仰ぎながら、さらなる検討を行うとともに、平成19年度中の有料化に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、遊休財産の活用、売却の具体的取り扱い方法についてであります。まず遊休財産の活用につきましては、その一部を勝浦駅北口月決め駐車場及び松野月決め駐車場として活用していますが、財産の大半が山林であることから、その活用方法に苦慮しているところであります。

ご質問の財政健全化計画に示してある目標額につきましては、土地の売却収入を見込んでおり、平成21年度の4,400万円は、現在、駐車場用地として南総交通株式会社及び三日月興業株式会社の2社に貸し付けてある勝浦市墨名字屋津281番地4、314平方メートルと勝浦駅前広場に隣接する店舗用地、墨名字八軒島33番8、24.92平方メートルの2カ所であり、いずれも現在の使用者に売却しようとするものであります。

なお、店舗用地につきましては、既にいすみ市深堀360番地3の上総通運株式会社と132万4,298円で売買契約が成立しており、現在、諸手続を進めているところであります。また、平成22年度の目標額5,000万円につきましては、平成14年12月に栄和リゾート株式会社ほか1社の破

産管財人から寄付を受けた大沢字五反目1番ほか579筆、105万1,196.07平方メートルの山林等について、有効活用が図れなかった場合に売却しようとするものであります。

次に、歳出の削減について申し上げます。

初めに、職員数の削減につきましては、行政サービスの低下を来さないことを基本に、組織・機構の見直しや臨時職員の活用等を考え合わせて、不補充で可能かを判断してまいりたいと考えます。

なお、現時点における計画期間である平成22年度までの採用については、12名を予定しています。

次に、勝浦市行政改革大綱2005について申し上げます。

初めに、行政改革を推進するに当たっての基本姿勢についてであります。市では従来から社会経済情勢の変化に即した簡素で効率的な行政運営の確立に向け、中長期的展望に立った行政改革を実施してまいりました。しかしながら、地方分権の進展や少子高齢化を初めとする社会状況の変化、長引く経済不況を背景とした市税収入等の歳入の伸び悩み、さらには国の三位一体の改革への対応等、本市を取り巻く情勢は依然として厳しい状況が続いております。

このような中、今回の行政改革大綱2005は、市の行政責任を果たすための行政基盤を確立するために最小の経費で最大の効果を上げるという自治体運営の基本原則に立ち返り、歳出削減の努力や事務改善の積み上げにとどまらず、さらなる行政改革を平成22年度を目途に推進するものとし、1、公正で透明な行政運営。2、効率的な行政運営と市民参加の行政。3、行政ニーズに対応した組織・機構の見直し。4、定員管理・給与の適正化と職員の意識改革。5、健全な財政運営の確立の5本の柱を基本に改革に取り組んでいるところであります。

次に、行政改革実施計画の進・状況について申し上げます。

初めに、行政評価制度の導入についてであります。行政評価制度につきましては平成15年3月策定の勝浦市新行政改革大綱改訂版におきまして、事業目標の明確化や費用対効果の検証、市民満足度や職員のコスト意識の向上を目的に、平成15年度、検討、平成16年度、試行的導入、平成17年度、実施を目標に推進してまいりました。この一環として、平成16年7月に総務、企画、財政部門からなる行政評価制度研究会を庁内に設置し、研究・検討を進めてまいりました。

このような行政評価制度の取り組みと同時期に、三位一体の改革の影響を踏まえた今後の財政見通しに基づく財政基盤確立のための勝浦市財政健全化計画の策定及び効率的な行政運営を目指す勝浦市行政改革大綱2005の策定、また、これらと整合性を持った勝浦市総合計画後期基本計画及び第3次実施計画の策定を行うことが行政評価制度導入より急務であることから、これら計画等の策定と相互の調整作業を優先いたしました。

このような平成17年度までの取り組みを踏まえ、平成18年度は引き続き評価方法の検討を実施し、本格導入を目標に推進してまいりたいと考えます。

次に、職員の提案制度についてであります。職員の創意工夫を奨励し、積極的な勤労意欲の高揚を図ることにあわせ、業務の改善や能率向上を図る上で有効な手段と考えております。本年4月より従来の提案箱に投函する方法に加え、電子メールによる提出を可能とするなど、引き続き活用を図っていく考えであります。

次に、パソコンソフトの見直しについてであります。パソコンを活用した業務上利用度の高いワープロソフト及び表計算ソフトについて、現在はおのおの2種類のソフトで運用しておりま

すが、経費節減を目的に平成18年度から逐次、ソフトの一元化実施を目標としております。このため、平成18年度に更新するパソコンから当該ソフトの一元化を実施しており、これとあわせて既に全職員を対象とするワープロソフトの操作説明会を8月に4日間実施しております。

次に、1人1台パソコンの整備についてであります。電子自治体に向けた対応、事務処理の効率化及び情報の共有化等に向けて、事務職を主に1人1台パソコンの計画的な整備を平成18年度から位置づけたものであります。現在、業務上の必要性の高い部署からパソコンを配備しておりますが、厳しい財政のもと、事務経費の節減を勘案しながら、今後、逐次配備を進めてまいりたいと考えます。

次に、1係1改善の推進についてであります。事務のマンネリ化を防ぎ、効率的な行政の推進を図るため、本年度から1係1改善を実施することといたしました。各課の事務処理について、必要性、重要性、またその効果・効率等の観点から、無理とむだの総点検を行い、市民サービスの向上や財政的効果も含め、積極的に取り組む必要があると考えております。本年度は、先月末までに全課より60項目の改善案の提出がありましたので、今後その内容を精査し、改善効果のあるものについては、随時反映させていきたいと思っております。

次に、窓口業務の時間延長と勤務時間の検討についてであります。市民の利便性と事務の合理性を視野に入れ、勤務時間の割り振りの弾力化による窓口開設時間の延長について検討を進めております。本年5月より図書館において試行的に毎週水曜日を従来の閉館時間を1時間延長しているほか、収納課においても、10月より窓口の開設時間を延長することについて細部の協議に入っており、引き続き他の部署についても検討していく考えであります。

次に、イベントの再検証についてであります。イベントの再検証につきましては、かつうらビッグひなまつり、若潮まつり、コスモスフェスタ in 勝浦、いんべやあフェスタ勝浦、勝浦港カツオまつりの5イベントにおいては、現在、実行委員会を設置いたしまして運営されておりますが、かつうらビッグひなまつり及びいんべやあフェスタ勝浦の両イベントにおきましては、委員会内に事務局を設けたり、また各部会においても業務を明確にするなど、実行委員会組織体系及び業務分担等の見直しを行いまして、実行委員会組織の強化を図っているところであります。また、その他のイベントにつきましても、過去の実績などを踏まえて随時作業分担などの検証を行い、適切な運営を図ってまいりたいと考えます。

次に、市民への行政情報の積極的開示についてであります。市では従来、「広報かつうら」の紙面を使い、人事、給与情報や財政状況、各種計画の概要、入札結果等の行政情報を公表してまいりましたが、市ホームページの開設にあわせて、さらにその範囲の拡大と内容の充実に努めております。今後とも、行政情報を可能な限り数値等を含め、市民に理解しやすい形で開示していく考えであります。

次に、パブリックコメント手続制度の活用についてであります。千葉県では開かれた県政を目指し、情報公開と県民参加の促進に努めるため、ちばづくり県民コメント制度、いわゆるパブリックコメント制度についての指針を策定し、平成16年2月から実施しております。この内容については、県の基本的な計画や重要な政策等を策定するに当たり、その素案を公表し、それに対する県民の意見を考慮して、最終的な意思決定を行う制度であります。

この千葉県のパブリックコメント制度を参考に、本市においても平成18年度に検討し、一部実施を位置づけたものであります。現在、市の指針や他団体の取り組みを参考に、セミナーへの参

加など研究・検討を進めております。

次に、自主防災組織の育成についてであります。災害は地域に大きな社会問題等も引き起こし、住民自体の被害と相まって地域に大きなダメージを与えることは、昨今の地震災害等で報道されているところであります。

自主防災組織の育成につきましては、既に3組織が設立されており、これに加え、本年8月1日に墨名区自主防災会が新たに設置され、住民みずからの防災への取り組みが行われることとなります。

次に、関連課の統廃合についてであります。過去の議会の中でも申し上げておりますように、平成19年4月1日の組織の見直しを行うに当たり、現在、行政ニーズに的確に対応するため、簡素で効率的な組織再編に向けて検討に入っており、できれば12月議会に関係条例の改正案を提案する考えであります。

次に、保育所の統廃合についてであります。平成18年度におきましては、小規模保育所の地域の統合への条件整備の推進、検討となっております。したがって、今後、小規模保育所について、まず保護者との協議、さらには地元との話し合いなどについてどのようにしていくか検討してまいりたいと考えます。

次に、職員の再任用制度及び任期つき職員の採用制度導入についてであります。職員の定員管理の適正化を進めるにあわせて、一たん退職した職員の能力、経験を有効活用する再任用制度や民間の人材活用を含め、高度の専門的知識や優れた識見を有する者を、任期を定めて採用する任期つき職員採用制度について、具体的な調査、検討に入っております。

次に、自己申告制の活用についてであります。市で平成15年度に副主査、16年度に主任主事、17年度に主事クラスを対象に実施し、本年度は係長クラスを予定しております。個人の能力を最大限に生かすことや意欲を引き出す意味とあわせて、人事異動の際のデータとしてさらなる活用を図っていく考えであります。

次に、研修に関する基本方針に基づく研修の充実についてであります。市の職員研修につきましては、現在、千葉県自治専門校で行う専門研修、夷隅郡市広域市町村圏事務組合で行う一般研修と、市独自で行う職場内研修の3つに分けられます。今後とも、職員の能力、資質向上を図るためにも研修の充実に努めてまいりたい考えであります。

次に、勝浦市総合計画について申し上げます。

初めに、計画における数値目標についてであります。県内あるいは全国的には総合計画における数値目標を設定してある団体もありますが、多くの団体においては数値目標を明記していないのが現況であります。

勝浦市総合計画後期基本計画及び第3次実施計画には数値目標を明記しておりませんが、これは後期基本計画及び第3次実施計画の計画事業には市の取り組むべき今後の方針や姿勢を位置づけたものもあり、また、今後の財政状況や国県補助金制度を含む国県の事業制度や方針の変化により、緊急度、重要度等の面から計画事業の見直しが必要となることも考えられますので、後期基本計画及び第3次実施計画の数値目標は設定しておりません。

次に、交通安全対策事業の国道128号、297号の歩道整備の早期完成の要望活動の具体策等についてであります。2市1町による国道297号の整備期成同盟や毎年開催される県の事業説明会時において、整備促進をお願いしているところであります。

国道 128号勝浦消防署付近から部原有料道路付近までの歩道整備は、境界査定に基づき地図訂正の作業が難航し、事業推進が難しい状況でありましたが、平成17年度から継続で新官入り口バス停付近の一部用地交渉を地域関係者の協力のもと、地権者の理解をいただきながら推進を図っているところであります。

国道 297号勝浦中学校入り口付近の歩道整備につきましては、ガソリンスタンドまでの歩道整備が完了いたしました。しかし、中学校入り口の一部の用地取得に難航しておりますが、県では継続的に地権者に協力を求め、用地交渉を進めているところであります。

国道 297号元新戸小学校付近の拡幅の対策は、地権者の協力が得られず、依然、用地の進展が図れない状況にあります。

いずれも用地についての問題が多く、事業の進・が図れない状況にありますが、夷隅地域整備センターと協力し、事業推進を図ってまいりたいと考えています。

次に、計画的な生活道路の整備、市道の現況と改良計画についてであります。市道の現況は、平成18年4月1日現在で一般市道9路線31.712キロメートル、2級市道15路線26.047キロメートル、その他市道657路線179.216キロメートル、合計681路線236.975キロメートルあり、改良率は一般市道84.2%、2級市道72.9%、その他市道37.7%、市道全体では47.8%の数値となっております。

平成18年度から平成22年度の勝浦市総合計画での改良計画は、改良5路線、局部改良3路線、合わせて8路線を計画しております。このうち平成18年度完了予定が局部改良2路線で、平成22年度完了見込みが改良2路線、局部改良1路線、平成22年度以降の完了見込みが改良3路線の計画となっております。

道路改良事業は、計画、測量、用地取得等、多くの関係者の協力が不可欠であるとともに、多くの事業費と時間を要することから、今後も関係者の協力を得ながら推進してまいりたいと考えています。

以上で土屋議員の一般質問に対する答弁を終わります。

なお、公民館、図書館関係につきましては、教育長より答弁いたさせます。

○議長（水野正美君）2時20分まで休憩いたします。

午後2時04分 休憩

午後2時20分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君）ただいまの土屋議員の一般質問に対し、お答えいたします。公民館、図書館等、公の施設の通年開館についてであります。この件につきましては昨年12月議会におきまして土屋議員に答弁申し上げましたが、今年度も現在、休館日となっている月曜日及び祝日における開館につきまして、現状では難しい課題ではありますが、利用者の意見、職員の勤務割、経費等を含め、引き続き検討していきたいと考えます。

また、本年度は図書館におきまして試行的に5月から9月までの5カ月間、毎週水曜日に開設時間を1時間延長して午後5時30分まで開設しておりますが、この試行的取り組みも今後の参考

にしたいと考えております。

以上で土屋議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。土屋 元議員。

○1番（土屋 元君）それでは、2回目を質問いたします。

まず、勝浦市財政健全化計画について、職員一人一人が危機的な財政状況の十分な認識については、各職員が研修会を開いて浸透が図られているというご答弁がありましたが、これは全職員が対象で既にされているのか、その研修の時間と回数というんですかね。というのは、危機的な財政状況を十分認識した上で、全職員が一丸となってやるというふうになっているわけですね。だから、研修のもちろん中身は、それをお話ししますが、回数と時間というものは浸透を図るためには非常に重要なと思いますので、全職員を対象にされて、その研修会の時間と何回、もし1回であれば、これは四半期に1回ぐらいは常に意識されるという形でやられた方がいいんじゃないかと私は思うんですが、それについてのご見解をお願いしたいと思います。

ポイントを絞ってお話ししますが、あとは歳出の削減について、今のところは特段な上程、三位一体の改革の進展と、あるいは市税の極端な落ち込み等々が、大きな経済情勢の変動がない限りは新規採用予定者12名を予定しているというお答えでありました。しかし、当然、市当局も数値目標もなかなか上げられないぐらいの厳しい行政をシミュレーションしているときに、これについて10何人というのは投資的経費を常に、要するに、もう少し健全を図るための安全にするか、この職員もある程度は、12名とは言わず、具体的にここにも踏み込んでいくというようなお考えも持たれているのかということをお聞きしたいと思います。

次に、行政改革の実施計画の進・状況について詳しくご答弁いただき、ありがとうございます。これについては、もう既に平成15年度からの3カ年、これは市民に進・状況の開示とか、いろんな意味で公表されています。これと絡んで、行政評価制度導入については、同僚議員が何度も何度も議会で、早く導入しろ早く導入しろ、早くやらなきゃだめだというのは記憶に新しいところではありますが、今回、まだ評価方法を検討して本格導入したいと。研究会を立ち上げた割には、その評価方法をまた検討して、また本格導入を目指したいというの、その真剣さ、だから行政評価制度が、そんな大事な制度じゃないですよという認識であれば、そうかもわかりませんけれども、これが今後を大きく左右する行財政改革の大きな柱であると位置づけするのであれば、昨年1年間もあつたし、これはずうっと平成15年から検討課題になっているわけですね。研究会も開かれたと言っているから、実はこういう事業効果についてはシートも作成し、こういうふうにやっていますよというぐらい期待していたのですが、どうもまだ評価方法について検討すること、その辺は非常にいま一度、市長が言う真剣になって取り組みますというものが、どうもまだあらわれてないなという感じがするんですが、その時期を早めて、評価方法の検討はいつまで、そして本格導入はいつからということ、具体的な時期を教えてくださいたいと思います。

次に、公民館、図書館等の通年開館については、図書館の方はもう既に時間延長1時間されてそれを踏まえて参考にしたいと。これも、3カ年間で研究しますとやって、結局、去年の答弁では、いろんな問題あって厳しいですよということで3カ年間検討したけど、見送り。また今回上がってきて、何とか年数はかかっても実施したいというんですが、ある意味においては非常に熱心なんですが、ここで通年開館ということをあんまり縛られないで、図書館のように公民館も隔週で、今は時間延長もやっているでしょうけど、隔週で開いてみるとか、そして利用者にアンケ

ートをとって、本当に必要かどうか。というのは、公民館利用者の実態動向及び希望動向を調べて、この通年開館に縛られる必要ないんじゃないかなと。というのは、要員がかかっていくわけですね。当然、ボランティアでやってくれるというような人がどんどんあふれて、そういうボランティア制度が確立されれば、そういうものは解決すると思いますが、その辺も図書館並みに公民館も考えて、隔週だと、あるいはもう少し時間延長やってみましょうとか、そういう中で市民、利用者へのアンケート、窓口にアンケートを置いてもいいし、聞いてもいいし、そういうことを実施されたらどうかなと思います。

次に、職員提案制度の活用について。これも長い年月、数字ゼロ。でも、非常に大事だという位置づけの中で今回も上がってきました。今回は、新たにメールの活用という新たな視点が入っています。紙に書いて投函するのは嫌だけど、メールだったらいいよということなのか、要するに提案しやすいのか、こちら辺についてはわからないのですが、よその市では報償、お金がつく提案制度をやめたところもあります。なかなか提案が上がらないという中で、率直に分析して、あるいは意見交換したときに、では報償をやめて報償なしの提案制度というか意見制度という形で軽くして、職員にとにかくちょっと言ってみなよと、ちょっと提案してみろよということを実行して、成功体験、いいこと言ってくれた、役に立っていると、取り入れてよかったよというような成功体験をやっていくというような自治体もふえてきております。だから、この辺についてもメール活用をという、ひとつやってみなければわかりませんが、これについて、現在、半年間たつわけですが、1件でもメールが活用されたものがあったかどうか、これもお教え願いたいし、逆に言えば、5カ年計画の途中で見直しをして、少し気軽な方策の中で提案がされるということの研究をなされていければいいかなと思います。

民間では、CS、お客様満足度調査、QCという品質維持管理向上サークルとか、そういった中で民間も非常にそういうふうなお客様の意見、あるいはサービスの維持向上を図るためにいろんな小集団、小さなグループ、課ごととかやっています。そこで、自治体もそういうふうに行っているところが出てきています。市役所は市民のために役に立つところというようなキャッチフレーズとか、日本一の役所づくりをするんだという中で出てきておりますので、そこで提案、意見じゃなくて、市民からのクレームとか、そういうことをカード化するカードですね。そういうことをクレームがありましたという記録化する。あるいは、こういうことに気づきましたと気づきカード。そして、逆にこうしたらどうですかという提案制度。提案制度になかなかいかないので、気づいたら、こういうことをしたらいいですよという、そういうカードの仕組み、そういうところを研究されて、職員の目あるいは耳、そういったものをいかにストックしてよりよい市のものにすることを研究してほしいなということで、それについての研究を進めていただきたいというふうに思うものですが、いかがでしょうか。

1人1台パソコン整備についてということで、事務処理の効率化、あるいは情報の共有化等、目指すことということになっています。具体的に1人1台になったときに、事務量を100としたら、これは全職員にいったらどの割合になるのかなと。100としたら80%ぐらいになる予想ですよとか、あくまでもこれで効率化を図るといっているんですから、100は100というのではないと思います。別にこれが間違ったとかなんかじゃなくて、そういう一つの目標というのを教えていただければと思うわけです。特に1人1台のパソコンの整備というと、市民にすごいな、1人1台、全部かよ、相当事務効率図れるんだなと期待する市民も多いと思いますので、それについて

具体的にどういうふうにイメージされているか、お聞かせ願いたいと思います。

次に、本当に1係1改善で全課60項目の提出があったと。全課で職員の提案じゃないけど、課長が中心になったりなんかやるとすごくあると、1係、係長クラスですね、まとめて。ここら辺がグループの力だということだと思うのですが、これが非常に楽しみですよね。60係。その効果が期待されるわけですから、それについては特にありません。

イベントの再検証について、先ほど業務分担方式をよく見直してやっていきたいと。確かに、業務が非常に膨大だということを聞くわけでございますが、今、新たな地域資源、観光資源でも産業資源でも同じなんです、そういうものを生かしたまちづくり、あるいは地域づくりという中で、ある講師から教えていただいたんですが、これからはよそ者、若者、馬鹿者というキーワードが必要だというんですね。よそ者というのは、勝浦市を愛してくれる、よそに住んでいる、あるいは、よく勝浦に来る人を、いかにそういう人をストックするかと。そういう人が、実は一番アイデアを出してくれたり、動員力の核になってくれるということでもあります。若者ということは、決して年齢を言っているわけではなくて、精神的に若い人という意味だそうですが、あと馬鹿者というのは、夢中になって一生懸命やってくれる人を指します。

そういった意味の中でも、イベントの再検証について、再検証ですから、実行委員会の分析だとか、そういう再検討というのは別にして、イベントを客観的に、新たな組織を立ち上げて、そういう人に集まってもらって検証してもらおうと。外部の目から、あるいは外部の新しい人が、外部の人ばかり集めるわけじゃないですが、そういう人たちが入った組織を立ち上げて、客観的に見てもらうというふうな、そういう組織でイベントを再検証するのもいいんじゃないかなと思います。あくまでも、要するに関係者だけじゃなくて、そういう新たな組織を立ち上げて検証してもらおうということも必要じゃないかと思いますが、それについてお聞かせ願いたいと思います。

次に、市民への行政情報の積極開示であります。これがご存じのように、1月号で行政改革、健全化計画2005と一緒に載ってますよね。今回これを見て、評価できる点としまして、字が大きくなりました。見やすく、虫めがね使わなくても見えるようになりました。ある程度概要という中でコンパクトにまとめられたから、わーっという、こういう感じのやつがぱっとなるよりは、あっというのはなかったですね。そういう面ではよかったなと思いますが、再考が必要だなと感じる点がありましたから、確認したいと思うのですが、ことしの広報1月号の1ページ目に、原 辰徳監督が載ってますけど、次のページで藤平市長が行財政改革を市民に語っています。私、最初をぱっとあけたときに、ページがどこかへいっちゃったと思ったんですね、これがあったから。だから、本来は、ぱっと見たときに、市長が真剣な顔でまたやっているのですが、これがもしこういうふうにつながっていたら、もっと関連性があったのかなと思います。それがちょっと残念かなという、編集についてですかね。

それから、市長の強い決意が出ているわけですね、言葉として。そのときに、策定いたしましたので、お知らせいたしますと、こういう言葉で結んであるんですね。だから、本来でいえば、策定いたしましたので市民の皆様のご理解とご協力をお願いしますと結んだ方が、市長が年頭のあいさつを言ってるんだから、ともに2つともつくりましたからお知らせしますと、そういう軽いものじゃないと思うんですね。つくって、どうするということは、市民に理解してもらいたいわけですよね。その辺について、この言葉の文章をもうひとつ再考して、市長の強い決意をそのまま同じように結びつけられたらよかったのではないかと思いますので、それについては再考し

ていただければと思います。

関連して、前回の行政改革、3年間の進・状況の成果が平成17年に終わったわけですから、これの発表時期がいつごろになるか、あわせてお聞かせ願いたいと思います。

次でございますが、ポイントを絞っていきますが、関連課の統廃合についての検討について、行政ニーズの云々で12月議会に条例改正したいと言ってますが、ここまで世の中の動向を見るのが非常に厳しい時代。これは総務課、企画課が中心に、あるいは財政課が税収だ、動向だと、恐らく把握されて、その計画の進・状況の見直し等を含めて中心的な組織になると思うんですが、そろそろ特化するチームというんですか、要するに特別なチームというものが別に、例えば2年間を求めてやるとか、集中してつくって研究する、あるいはこれがうまくスタートできる、テイクオフできるようにやるというような係は、来年の統廃合について、ぜひそういうふうな係、あるいは室でも、室をつくると市民の意識が高まるんですね。ますます来年が厳しくなりますから、市としてはこういうふうな特別室をつくってやりますよ、頑張りますよというような形のあらわれになるので、そういう形でぜひそういう設置も検討されたらどうかと思うんですが、それについてお聞かせ願いたいと思います。

保育所の統廃合について、先ほどいろいろ環境整備云々がありました。これは行政改革大綱に載ってますが、勝浦市は人件費の中に占める民生職員と保育関係の職員が類似団体に比べて多いんだと。これは施設があるから、それは別にそれでいいと思います。しかし、今後の子育て支援になる大きな保育行政、あるいはそういうものに関する計画されてただ単に統合するんじゃないで、保育の内容が充実するような統廃合。だから、ある程度思い切って統廃合して施設をつくり、例えば送り迎えには送迎バスをくまなく回す。くまなく回すということですから、20人乗りのバスじゃなくて8人乗りかなんかの、要するに小型のものをつくって送迎をやると。というような形と同時に、あいてる時間には今まで通れなかった狭い道路への高齢者対応にも市民バスにも兼用できるんじゃないかなということも含めて、市民がああよくやったなという感じのものをあわせて検討されたらどうかと思うんですが、それについてもぜひご検討願いたいと思います。

職員の再任用制度云々がありましたけど、一たん退職した人だと。これ、確かに優秀だとかなんかで、ある程度給与が抑えられるからだということだと思うんですが、職員はやりにくくないですかね、よっぽどの人格者は別だけど。だから、そういう形の中で、新たな発想の転換というのは、民間である程度優秀な人で定年退職しましたと。例えば、行政手法だとか、そういういろんなものについて得意ですというような人をリストアップして、そういう人を任期つきで持ってくるというのであれば、新たな風というのか、民間の中で経験をもとにして、そういうことも含めて検討された方がより実のある活用になるんじゃないかということを提言しておきます。

職員の意識改革と人材育成の推進ですが、今、世間を騒がしています飲酒運転の防止と飲酒運転した場合の処分はどうなんだということで、それぞれのみなさんもお存じだと思いますが、勝浦市における飲酒運転防止のための取り組みと、もしそういうことがあったときの規則はどのようなになっているかというようなことを含めて、これをお聞かせ願いたいと思います。

研修に関することなんですが、今いろいろ3つの研修の柱でやられていると言っているんですが、専門職を高めるということで、実は千葉大学が観光人材育成講座受講生というのを昨年からやって、ことしも第2回で10月からやるわけですが、これは当然、堂本知事だとか、そういういろんな方がやられていますが、千葉大学観光人材育成講座で、特に行政の方もできれば、市町村

のトップまたは幹部の方に奮ってご参加いただきたいと願っていますということで、ご存じのように観光立県千葉のまさに人材育成ということであるんですが、こういったものについて検討されたのか、あるいは今後検討して、有料であるんですけど、1人でも出して、そういうふうな事の中で参加していただければと思います。ちなみに、第1回目は参加してよその自治体の若手が約10回ぐらいの講座が3月に終わった段階で実は異動になりましたとあって、何のために行ったんだかというのがあった。そういうことがないように、これは余談ですが、そういうことを含めて、こういうふうな千葉大学の観光人材育成、こういうこともぜひ検討して入れていただきたいなと思います。

最後の総合計画、これは先ほど多くの団体が数値目標については非常に読みにくい世の中情勢のために、なかなか上がってないと。しかし、実際には数値目標を上げているところもあります。焼津市ということを議会でも言いました。基本的に勝浦市総合計画で資料集あるじゃないですか。ここで資料集あったから、この資料をどういうふうに踏まえて、実際はこの数値。平成13年度あったのは人口フレームだけですよね。平成12年の国勢調査2万3,235人だけがあったと。これはどうなるのと。後期計画策定することによって、基本フレームをこういうふうに申請しますという算定額をまとめているんですよね。もちろんこれもまとめると思いますが、これが平成12年にどうなったのかなということも、これも載ってないと思うんですが。だから、あくまでこういう実績があって、あくまでも市民のための生活をよくするという事だから、悪いことは減らそうと努力するし、横ばいのものもあるけど、いいことは上げましょうという数値の中で努力が出て、私はそういうことを策定するところの過程が一番重要だと思うんですね。あるいは市民満足度ということを図るためには、定期的にアンケート調査やらなくちゃいけないな、いろいろ評価制度でやって、本当にどうなんだということはあるし、外部からの講師に見てもらうことも必要だしというので、あらゆる方策を使って、総合計画に真摯に取り組むというのは、あくまでも目標数値を上げるということだと思うんですね。

具体的に難しいことじゃないし、漁獲高が何十億いったら5年後には何とか5%ぐらいは維持したいとか、ごみの量を減らしたいという場合、今現在幾つだから、そのぐらい減らしていこう、過去の数値等を見て、ただ、そういうものをつくるということに対して真剣さが伴って策定過程あるいは年ごとの、皆さん方のお仕事により緊張感を持って、また期待を持ってされると思うのですが、それについて、ぜひ。

焼津だけじゃないんですよ。須坂市、5万人の人口のところも、ここも広域計画、ここ構想から変えたものですからありますけど、ここの目指す目標数値というのをつくっています。後期つくるときに市民調査アンケートや満足度調査アンケートをやっていますから、現在値は幾つと。市民が効率化ある行政を目指してどう思いますかについて、30何%、これは5年後は50%にしようよ、そのためにはこういうふうな方法をとろうよというふうな形の中で、これはただ行政がやっただけではなくて、市民のアンケート、あるいは117人会議だとか、あるいは高校生を対象にした座談会、各種団体の懇談会、そして総合計画審議会のたび重なるディスカッション等々で、そういう形であくまでも後期計画をつくられたということでもありますので、そうした期待される目標数値をそれぞれ与えています。それが5年後どうなるかわかりませんが、そのつくる過程の中において、市民が参画する、ましてこれから市民参加をどうやって求めるか、協働をどう求めるかが非常に大切だと言われているわけですから、そういうことを、あくまでもできちゃって

ますから、ただし、内部的には数値目標をもうちょっと練ってみようという感じで、そういうものが必要なと思うんですが、それについてのお考えと、定期的な市民調査アンケートを、前は必要ないというか、余りさわらないと言いましたけど、これだけ中が変わって必要ないということは私はないと思うんですが、これを平成22年度までとらないというのはおかしいと思うので、そういうことも含めて研究され、あるいは市民アンケート調査されるべきだと思います。ただ、市民アンケートについても、インターネットも含めて、市長への手紙、あらゆる方策があるから、ぜひそれも検討しながらされたらどうかと思うことで、私の2回目の質問といたします。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。関財政課長。

○財政課長（関 重夫君）それでは、厳しい財政状況に対する職員の意識改革を目的といたしました研修会の実績等についてお答え申し上げます。

まず、現在の財政健全化計画につきましては、平成16年6月に策定いたしました勝浦市の財政見通しと行財政改革の取り組み方針について、これを基本といたしまして平成17年10月に現在の計画を策定したものでございます。その当時から、先ほど市長答弁でも申し上げましたとおり、職員に対する研修会を実施しておりまして、まず1点目は平成16年8月10日に、これは勝浦市の現状と見通し等についてと題しまして、庁内の職員の副主査、主任主事相当職を対象に実施いたしました。参加者は28名でございまして、時間につきましては他の項目と一緒に研修しておりますので、この財政関係の研修会については約1時間というふうに見ております。

もう一点は、17年3月に、これは係長職を対象に財政状況の説明会を行いまして、38名の参加を見ております。これも約1時間でございます。そのほかにつきましては、毎月課長会議を開催しておりまして、その中で本計画の概要説明、また全庁体制で取り組むことを確認いたしまして、全職員に周知していただくようお願いをしているところでございます。今後につきましても、いろいろな機会を活用し、職員に対しまして市の厳しい財政状況等の周知を図りながら、財政健全化計画の推進に努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、西川総務課長。

○総務課長（西川幸男君）それでは、総務課に関連する8項目についてお答え申し上げます。

まず、職員の採用の見通しの関係であります。財政健全化計画の計画期間内の普通会計の職員数 228名を 209名、退職31名に対しまして12名の採用予定ということで、削減目標が19人というふうになっております。これにつきましては、数値目標を達成のため努めてまいりたいというふうに考えております。

職員の提案制度の活用との関係であります。この4月からメールにより提案を可能とさせていただきました。5カ月たちましたけれども、現時点ではメールによる提案は1件もございません。ただ、先ほど議員も申されましたように、1係1改善運動を実施いたしました。先月末までに60項目、これは全課から提出があったものであります。提案制度と一部ダブるところもあるわけですが、議員ご指摘のように、今後、1人でも提案できるということは、基本的には私は職員の意識を図る上では必要なものと思っておりますので、今後、グループ提案とか、提案しやすいような環境等についても検討していく必要があるというふうに認識をいたしております。

3点目の市民への行政情報の開示との関係であります。先ほど広報の関係で一部お褒めをいただいたり、あるいはおしかりをいただいたりいたしました。レイアウトあるいは広報の内容等については、今後も市民のわかりやすいような形で検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、組織の統廃合の関係であります、議員ご指摘の組織の検討をする上での専門的なプロジェクトのチームをつくっての検討というようなご意見だったと思うわけですが、どういふ内容の組織にするかというのは非常に難しい面もありますし、そのときどきの新たな事務、あるいは事業等の展開もございます。基本的には、各課の意見や幅広く意見を聞いた上で柔軟に対応していくのがいいのかなというふうに思っております。現時点で組織の改編を検討する上での専門的な組織的なものは考えておりません。

次に、定員の管理の中で再任用制度の関係、さらには任期つき職員の採用の関係のご指摘がございました。議員ご指摘の民間の方の活用ということに関しましては、今回のこの内容は2つございまして、議員がご指摘の民間の人材の活用につきましては、任期つき職員の採用の関係、これが基本的に専門性を備えた民間人材の活用が基本的な目的であります。

もう一つの再任用制度というのが、定年退職者とか、あるいは25年以上勤務した定年前に退職した職員の活用を図るというような内容でございまして、議員のご指摘の民間の人材の活用とOBの活用、あわせて今後、活用していこうという内容でございます。

次に、職員の飲酒の関係、ご指摘がございました。最近、テレビ、新聞等でいろいろご指摘されています。福岡市の職員が飲酒運転の上で起こした交通事故を発端に、飲酒運転に対し、改めて厳しい目が向けられているところでありますが、とりわけ我々、法を守るという意味でも、市の職員が飲酒運転をした場合の対応につきましては、特に強い関心が持たれているところであります。そういうものを受けまして、厳罰化の方針を打ち出した市町村もあるようであります。ただ、処分の厳罰化も必要でありますけれども、その前に飲酒運転はしてはならないわけですから、しない、させないようなことを基本に周知徹底することが、まず先決であるというふうに考えています。その意味から、9月の課長会におきまして、各課の職員について、改めてその点を周知徹底を図るよう通知したところであります。

最後に、職員の研修の関係でございます。議員ご提案、私もその一部についてはよく理解できるところであります。私どもも現在、自治専門校あるいは広域市町村圏で基礎的な研修といいますか、公務員法とか自治法とか、関連法令を基本にした研修を行っております。その研修とあわせて、市独自の職場内研修といいますか、例えばパソコン研修とか、あるいは英会話教室とか、そういう研修を含めてやっています。

確かに、今、そういう自治体で行っている研修以外に民間でやっている非常に内容のいい研修も多くなってきているように思っています。今後、必要であれば、そのような活用も職員研修に取り入れていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、藤江企画課長。

○企画課長（藤江信義君）お答え申し上げます。まず、1点目の行政評価制度の関係でございしますが、先ほど市長からも答弁ございましたけれども、平成16年7月に総務、企画、財政、3課の4人の係長が委員という形で行政評価制度研究会を設置をいたしました。16年度につきましては6回の会議を開き、2月には中間報告書を提出してもらいました。これを踏まえて、17年3月24日、25日、2日間かけまして各課の係長、または相当職を対象とする、先ほどの財政状況についての説明をした上で、行政評価制度そのものについての説明会を行いました。その説明を踏まえた上で、シートを各課の方に示して記入してもらったと。4月後半ぐらいにそれを出していただいたわけですが、そのシート内容について分析を5月ごろ行い、あわせて職員アンケート、こ

れについての職員の理解度がどの程度なのか、あるいは改善すべき点がありはしないかということで、職員アンケートを5月に実施をしております。そのアンケート結果につきまして、研究会の委員の会議を開きまして、内容的なものを分析をしたと。その後、評価シートをつくってくれた担当者職員と研究会の委員が2日間かけまして意見交換会を行っております。

その辺を踏まえて推進をという形でおったのですが、先ほど市長答弁にもございましたけれども、ほぼ同時期に財政健全化計画であるとか、行政改革2005であるとか、また私どもの総合計画の後期基本計画、第3次実施計画、こういうものの整合性をあわせた上で進めなければならないと。そのための庁議等も頻繁に開かなきゃいけないというような状況がございまして、行政評価制度につきましては、その段階である意味ではストップさせていただきました。

さらに、その後ですけれども、現在までになりますけれども、18年度につきましても、もう既に2回目の会議を開いております。要は17年度取り組んできた内容からしますと、問題点としては各市の非常にいい部分を自分たちの中の制度に取り組もうということで非常に意気込みを感じたわけでございますけれども、先ほどのアンケート等を踏まえまして、いいところ取りをし過ぎた嫌いがあるというふうに担当者は言っておりました。したがって、そのシートそのものについても、もう少し職員に理解をしてもらえようという形で改善をすべきという形で今進めておるところでございます。また、今後、職員説明会等踏まえまして、18年度を目標としてございますので、早い時期に導入をしたいというふうな方向で進めております。

2点目の1人1台パソコンの関係なんですけれども、事務量が100という意味が、私の方でもしも理解間違いがあったらお許しいただきたいのですけれども、1人1台パソコンが実現したときに、どれだけのメリットがあるのかという意味合いだとしますと、現在、総務省の方で電子自治体というものをいろいろ進めております。電子入札であるとか、電子申請であるとか、あるいは今、県に対する報告についても、紙ではなくてデジタル、いわゆるEメールでの報告であるとか、あるいはフロッピーで提出するとか、そういう形で紙からデジタル化されております。そういうものに対しての対応は、職員がパソコンに習熟することが一番の対応でございますので、そういう面で1人1台パソコンというものを推進しようということでございます。

もう一点、総合計画の中の目標数値の設定についてのご質問でございますけれども、過去の議会で議員より焼津市の数値目標の設定についての質問がございまして、その辺、研究をさせていただきました。ただ、数値目標についての位置づけというものが、基本計画の目標年次である平成20年度までに達成されることが望ましい数値目標という表現なんです。目標数値なのか、希望数値なのかよくわからない、ちょっと理解ができないところがございました。本来、目標数値というものについては、計画等策定する場合については本来、必要性は否定はいたしません。逆に必要性は認めておると思います。また目標数値の設定については、簡単にできるものと非常に難しいものといろいろなパターンがございまして一概に言えることではないと思うのですが、いずれにいたしましても、総合計画につきましては平成17年度における現在の政府、あるいは県の施策、あるいは補助事業等を含む各種制度を前提に向こう3カ年あるいは向こう5カ年の計画を策定せざるを得ないということでございます。

一方、今、政府は地方制度や、あるいは社会保障制度、少子高齢化対策も含めてですけれども、小さな政府、構造改革路線で矢継ぎ早にいろいろな法律改正が今現在いっぱい出てきております。そういう中で、時代の変化が非常に激しいという中で、ある時点で目標数値を設定しても、事業

の方向性の大きなものは変わらないかもしれませんが、一、二年後には旧制度、あるいは時代おくれなものになる可能性もあるので、また、そういうものも非常に見込まれるということで、あえて各課の事業調書を集めるときには数値目標について求めなかったというところでございます。以上です。

○議長（水野正美君）次に、佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤光男君）それでは、市民会館、公民館、図書館の通年会館につきまして申し上げます。担当課といたしましては、市民の皆様文化施設として多くの利用をいただきたいと考えておりますが、その中で現状の取り組みにつきまして申し上げます。

先ほど議員の方からアンケートなどをやってみてはということもございました。これにつきましても、公民館といたしまして教室の中でいろいろとその教室の内容につきましてアンケートをとっているわけですが、その中でその他という設問を設けまして、いろいろと意見を聞いているわけですが、特に際立った意見等はございません。また、ボランティア等の制度の活用ということでございますが、これにつきましても部分的にはそういうことでお願いしておりますけれども、継続的にはちょっと無理があるということも聞いております。

この市民会館、公民館、集会所等につきましても、他町の例を参考にいたしましても、56市町村のうち19市町村が毎週月曜日と年末年始休みというような形態をとってやっております。その中で、いろいろと会議の中で話をいたしますと、使われる皆さんがある程度固定化しているという傾向もあるようでございます。その中で、特に年末年始を休んであとやっているところといいますと、千葉市とか八千代市、鎌ヶ谷市、流山市とか、そういうところでやっておりますけれども、いずれも、こういうところにつきましてもご利用になる方は固定されているというような状況が出ております。

その中で、市といたしましてのこの取り組みの中で、夜間の部分につきましても9時まで開放しているわけですが、特にその中で問題点はないというふうに判断しておりますが、いずれにいたしましても、市民会館、公民館等につきましては、またそういうところを踏まえまして、いろんな意見を聞きながら、検討または検証したいと思っております。

図書館につきましては、ことし5月から9月まで水曜に限りまして1時間延長、試行的に実施しているわけですが、その中で、今、把握している中では21名の利用者があったということでございます。それにつきましても、5時を過ぎますとお帰りになるというケースが主であったというふうに理解しております。

したがいまして、そういうことを踏まえまして、いかに多くの皆様に利用いただくかということもいま一度考えながら取り組んでいきたいと思っております。以上です。

○議長（水野正美君）次に、守沢観光商工課長。

○観光商工課長（守沢孝彦君）それでは、イベントの検証等についてお答え申し上げます。先ほど議員から現在の実行委員会に対しまして、客観的に見てもらい、また新たな組織の立ち上げということでございましたけれども、議員もご承知のとおり、現在の実行委員会は市内の各団体の者で構成しておりますので、そこに新たな組織をまたつくるということになりますと、これ、行政だけのお話じゃなくて実行委員会等も検討していかなければいけませんので、今後におきましては、そういう新たな組織の検証も視野に入れまして協議してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君）次に、小柴福祉事務所長。

○福祉事務所長（小柴章夫君）それでは、保育所の統廃合の関係について申し上げます。先ほど条件整備の推進、検討ということで、保護者との協議あるいは地元との話し合いということをお願いしたけれども、こういう協議あるいは話し合いの中におきまして、送迎バス等の問題、さらにはそのほかのいろいろな問題も含めて、相談、協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（水野正美君） 3時25分まで休憩いたします。

午後 3 時 0 9 分 休憩

午後 3 時 2 5 分 開議

○議長（水野正美君）休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、佐藤啓史議員の登壇を許します。佐藤啓史議員。

〔2 番 佐藤啓史君登壇〕

○2 番（佐藤啓史君）2006年9月議会、一般質問の大トリ、皆さん、お疲れだと思いますが、肩の力を抜いてお聞きいただければと思います。

私、通告しました2点について質問いたします。

まず、1点目の結婚対策について。厚生労働省の人口動態統計では、1人の女性が生涯に産む子供の平均数の推計値である合計特殊出生率が5年連続で過去最低を更新し、平成17年は1.25となったことは、皆さんもご承知のことであると思います。前年の1.29に比べ0.04ポイントの大幅下落で、少子化に歯どめがかからない実態が改めて裏づけられました。このことにより、年金などの社会保障制度や労働力への影響が懸念されております。

昨年1年間に生まれた子供の数は106万2,604人で、過去最低だった前年より約4万8,000人の減。一方、出生数から死亡数を引いた自然増加数はマイナス2万1,408人で、統計を取り始めた明治32年以来、データのない昭和19年から21年を除き初の減少となり、我が国は平成17年に人口減少社会に突入しました。

私は、平成18年3月議会の一般質問において、少子化対策について主に不妊治療及び児童の医療費の助成、無料化について質問いたしました。不妊治療についても、児童の医療費の助成、無料化についても、出産育児にかかわる経済的な負担について質問したものでありますが、今議会においては、その前段階とも言える結婚対策について提案とともに何点か質問をいたします。

ここで断っておきたいことは、結婚をするしないは個人の自由であり、個人の生き方にかかわる事柄であります。あくまでも本市の実情を踏まえながら、行政として取り組むべきこと、また私は議員の1人として市民の皆様のお手伝いできるものと考え、この問題を取り上げたものであります。確かに結婚するしないは個人の自由であります。しかしながら、結婚したいと思っているにもかかわらず結婚できない、あるいは離婚率を高めてしまうような社会的な要因があるとするれば、行政として対応しなければならない問題であると考えます。

本市はもちろん、結婚の晩婚化、未婚化は全国的な問題となっており、そのことは先ほど申し上げたように少子化社会の一因ともなっています。民間の結婚業者によるねとんパーティー、あるいは登録者同士をお見合いさせるといった結婚産業は300億円という大市場になってきています。また、全国の自治体においても、この未婚化、晩婚化について非常に危機感を抱いてきて

おり、行政により直接出会いの場を提供したり、条例や規則を制定する自治体もふえてきておりますが、なかなか成果が上がってないようにも聞いております。

私は、この未婚化、晩婚化については、都市部と農村部とでは若干違うものと考えています。都市部では、結婚の相手となる異性も数多く存在し、また異性との出会いの機会もあります。しかし、本市を含め農村部では結婚の相手となる異性の絶対数が不足し、また異性との出会いの機会も限られています。また、地域性といいますか、田舎特有の慣習、風習のようなものも原因の一つになっているように感じます。私の周りでも、男性側ではお嫁さんを探している方が多くいる一方、対象となるべき女性側ではお婿さんを探している方が多くいるように感じます。これではつり合いがとれず、先に進まない状況であります。

そういった事情にもよると思いますが、本市では早くから独身男女の結婚対策について取り組んできたものと認識しております。特に平成11年からは、未婚男女の交流会、ふれあいパーティーを開催してきました。しかしながら、年々参加者が減り、平成14年を最後に中止になったことは残念であります。また、中央公民館において、結婚相談員事業を実施しております。聞くところによりますと、相談員の方々には多大なご尽力をいただいているものの、余り成果が上がっていないようにも聞いています。

そこで、まず本市の結婚相談事業についてお聞きします。勝浦市公民館管理規則第3条において、結婚相談に関することは公民館の事務となっております。平成18年度予算では結婚相談員報酬に38万円、平成17年度が33万円であり、平成16年度は55万円であります。この金額の差については、相談員の人数の差、会議の回数の差であると思われませんが、特にことからは相談員の人数を減らしたと聞いております。

そこで1点目に、結婚相談員事業に対する現状認識と今後の課題についてお聞きします。あわせて、結婚相談員の活動状況、人選についてもお聞きします。

2点目に独身者の登録人数についてお聞きいたします。

3点目に、新たな試みについて何点か提案させていただきます。

1点目に、仲人奨励金制度のようなものにしてみてはどうでしょうか。これは頼まれ仲人のような形式的なものではなく、未婚男女の紹介から結婚までの労をとった方に報償金を支給するといった成功報酬型の施策と言えるもので、市民全員が結婚サポーター、仲人サポーターとも言えるでしょう。現状の結婚相談員事業に比べ、市民全般にすそ野を広げることで、本市の結婚対策の新しい施策として提案いたしますが、ご答弁願います。

2点目に、現状の登録制度をさらに充実すべく、区長や市政協力員、婦人会の方々にお申し、各地域の独身者に登録制度の案内をしていただければどうかお聞きいたします。

3点目に、本市と友好都市である西東京市の独身男女との交流を企画してみてもどうでしょうか。西東京市の人口は、平成18年9月1日現在19万2,000人で、本市の約9倍近くの人口を抱えております。例えば、都会育ちの西東京市の女性を勝浦に招いて、勝浦の男性とのふれあいパーティーのようなものを実施してみてもどうでしょうか。都会では味わえない自然と新鮮な料理、黒潮育ちのたくましい勝浦男児に魅力を感じてくれると思いますが、ご見解を伺います。

続いて、児童・生徒の名札の携行についてお聞きいたします。毎日のように、子供たちが犠牲となる悲しい事件、犯罪がテレビ、新聞で取り上げられています。国の宝、地域の宝である子供たちに対する卑劣極まりない犯罪に対して強い憤りを感じるものであり、このような事件は絶対

にあつてはならないことでもあります。本市においては、小学校の下校時にあわせ、防災行政無線により地域の方々に子供たちを見守っていただけるよう放送もされています。今後引き続き放送していただきたいと思うものでありますが、最近、私のところに小学校の児童の親御さんから、子供たちの登下校において名札を携行していることに対して要望がありました。内容は、登下校時に名札を携行することにより、不審者等に名前がわかってしまうこと、名札の名前から親や家族を想定できてしまうことに対するものでした。私もなるほどと思ったのですが、本市の小・中学校において名札の携行状況についてお聞きいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（水野正美君）教育長から答弁を求めます。松本教育長。

〔教育長 松本昭男君登壇〕

○教育長（松本昭男君）ただいまの佐藤議員の一般質問に対しお答えいたします。

初めに、結婚相談員事業に対する現状認識と今後の課題についてであります。昨年9月議会でもご答弁申し上げておりますが、ご承知のとおり、結婚相談事業につきましては昭和49年以来、市民に明るく健康的な両性の結びつきを願い、あわせて市民の幸福と充実を図ることを目的として実施しておりますが、少子高齢化や晩婚化等が影響してか、本市におきましても人口の減少が懸念される現在、結婚を望む方々への支援を目的とした結婚相談事業が果たす役割は大きいと考えます。しかしながら、成婚実績に着目すると、現状は非常に厳しい状況であることは、本市だけでなく結婚相談事業を実施する県内市町村全般にわたっていると考えます。

このような状況の中で、登録者本人が希望する条件に固執する傾向も多く、双方の希望を満たす男女を導き出すのは大変難しい状況であります。当面は、先進地との意見交換を踏まえて、運営方法を参考にしながら登録制度等に対する市民への周知が必要であると考えます。その手段として、市広報紙への掲載等、PRに努めていきたいと考えます。

次に、活動状況につきましては、各委員それぞれが集めた情報を主に会議を毎月開催するとともに、ことしも昨年に引き続き県内先進地域への研修視察、意見交換等を実施しております。

また、委員の人選につきましては、前任者の任期が昨年度末をもって満了したことから、相談員数の見直しを行いました。相談員全体会議の中で、勝浦、興津、上野、総野の4地区それぞれに少なくとも1名は配置するとの考えを基本に、男女委員のバランス等を考慮して現在の相談員5名に委嘱いたしました。

次に、独身者の登録人数についてであります。平成18年9月1日現在で男性5名、女性2名の合わせて7名であります。平均年齢は、男性41歳、女性34歳で、市外からの登録者は男性2名がいすみ市及び南房総市、女性2名がいすみ市及び鴨川市であります。なお、今年度に入ってから女性2名の登録がありました。

次に、成功報酬型の仲人奨励金制度につきましては、成婚をふやすためには結婚相談員の努力だけでなく、地域で協力いただける方々の存在が非常に大切であると考えますが、このような方々の労に対する感謝の意をあらわす場合、どのようにご尽力されたのかの把握等、支給該当者を正確に評価して運用するには困難な事案も生じることも考えられますが、非常に斬新なご意見でありますので、検討してみたいと考えます。

次に、現状の登録者制度をさらに充実すべく、区長や市政協力員、婦人会の方々にお願いし、各地域の独身者に登録制度の案内をしていただいているかどうかということですが、登録制度に対す

る抵抗感が想像以上にあることが相談員会議の場でも議論されることがあります。結婚はしたいが、登録するのは嫌だと考えている方が多く、相談員が活動していく上で支障が生じていることも事実であります。また、市民の中には相談事業を知らない方もいるので、登録制度をさらに周知することが必要であると考えます。現在は広報誌を通じて相談日の案内をしておりますが、時期を見て、もっと紙面を割いて掲載、周知したいと考えます。

次に、本市と友好都市である西東京市の独身男女との交流を企画してみてもどうかとのことでありますが、今年度の会議の中でも西東京市との交流を考えてみてはどうかという意見があったことから、西東京市に結婚相談事業について確認したところ、このような事業は実施していないことのことではありましたが、何らかの接点になるべき交流があるのか検討したいと考えます。

次に、本市の小・中学校における名札の携行状況についてであります。小学校8校、中学校3校中、児童・生徒が登下校を含め教育活動に名札をつけている小学校は6校であり、中学校では1校がつけております。つけていない学校については、小学校が1校、中学校が1校であります。また、つけているときといないときとを区別している学校は、小学校が1校、中学校が1校であります。

以上で佐藤議員の一般質問に対する答弁を終わります。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○2番（佐藤啓史君）教育長、ご答弁、ありがとうございます。それでは、再質問させていただきます。

まず、結婚対策についてでありますけれども、私も都道府県レベルから市町村レベルまでいろいろ調べさせていただきました。その中で、財団法人日本青年館、これは1920年に設立された文部科学省の認可団体であります。この財団法人日本青年館が厚生労働省の協力のもと、財団法人こども未来財団の委託を受けて2003年から2004年度の2カ年にわたって地方公共団体等における結婚支援に関する調査、研究というのを実施しました。その最終報告書というのがあって、それを見てもみると、これ、おもしろいんですけども、未婚率上昇の理由としては、多い順からいうと、1人でも生活できるので結婚の必要性を感じない。人口1万人以上の自治体では90.2%、人口1万人未満の自治体では80.4%。続いて、自分と同じ価値観を持つパートナーを見つけにくい。これが人口1万人以上の自治体では64.8%、人口1万人未満の自治体では68.2%。次に、周囲に結婚のお世話をする人がいなくなった。これが、先ほどと同じで66.3%と65.2%。続いて、結婚によって自由が失われると思っている。これが73.1%と56.1%。異性とのコミュニケーション能力が足りない。これが51.5%、64.2%。続いて、男女の出会いの場や機会が少ないが48.4%、66.1%となっています。

おもしろいのが、3番目にある周囲に結婚のお世話をする人がいなくなったと。これは、言葉は適切ではないかもしれませんが、近所のおせっかいお婆さんのような方が減ったのかなと。どここのせがれさんが、いいあんちゃんなんだけど、どここの娘さんと一緒にさせばよみたいな、ちょっと言葉は悪いですけども、そういうような昔のおせっかいお婆さんのような人がいなくなったのかなと思います。私も20代の半ばごろにはそういう方から何人かお声をかけていただいたこともありますけれども、それとは違う人と結婚しましたけれども。

そういうのがありまして、勝浦においては、そういった結婚のお世話をしようというお婆さんというか、おじさん、そういう方もまだ残っていると思うんですね。今、実際に私の周りにも何

人かそういう方もいらっしゃるし、そういう方を利用するといったら失礼なんですけども、そういう方に頑張ってもらおうという意味での、先ほどの提案が成功報酬の報償金制度であったり、あるいは婦人会や区長さんたちに登録制度の紹介をしてもらったり、動いてもらいましょうというような形になれば、市全体が、勝浦、嫁さんふやすべよみたいな雰囲気が盛り上がってくればいいのかなという意味での提案なので、先ほどの教育長の答弁ですと、斬新なアイデアだというようなご答弁をいただきまして、検討するということでございますので、これは教育長含めて、市長にも一緒に検討していただきたいというふうに思います。

せっかくですので、先ほどの最終報告書の中で、自治体における結婚支援の実施状況、当時の2003年、2004年度の市町村ですので、合併していますから、数字的には多少違うと思いますけれども、当時の数字で見ますと、何らかの結婚支援を行っている自治体が約半数の50.2%で、人口1万人以上の自治体では41.1%、1,132自治体、人口1万人未満の自治体では62.4%、603の自治体は何らかの結婚支援事業に取り組んでいます。そのうちどのような支援を行っているかを見てみますと、結婚相談員を配置している自治体が最も多く、次いでパーティーやスポーツなど、レジャー型の出会いの場を提供している。あるいは、そういった事業の開催、次に結婚祝い金などの金銭的な支援、続いて、交際術やファッションマナーなどの結婚講座を開いている、そういった自治体もあります。

また、年間の予算額で見えますと、1市町村当たりの平均で73万円、300万円以上を費やす自治体が69にも上り、そのうち4,000万円台を使っている自治体が2つあると。これは、調べてみると、多額の予算をかけている例としては、結婚支援の一環として若者向けの住宅の建設だとか、結婚祝い金を支給している、そういうことで多額になっているようでありますけれども、そこで本市の場合はどうなのかということなんですけれども、先ほど昭和49年から結婚相談員事業行って余り成果が上がっていない。登録人数に関しても男性5名、女性2名、うち女性2名は市外のいすみ市と鴨川市で登録されている。ということは、実質、市内で登録している人は本当に少ない。先ほど教育長のご答弁の中では、登録に抵抗感を感じているというようなお話があったわけなんですけれども、私はその辺はよく理解はできない部分もあるんですけれども、現状の7人しかいない登録人数をもっとふやすための施策も必要ではないかというふうに思っています。教育長の答弁もありましたけれども、具体的に今後どう考えていくか、ご答弁をいただきたいと思います。

それと3点目の西東京市の交流についてなんですけれども、これ、実は平成15年のときだったと思いますけれども、日本武道館研修センターで西東京市と那智勝浦、徳島の勝浦と友好都市の調印を行ったときに、西東京市からの議員が何名かお見えになっていて、そのうち現職の議員で、名前は伏せますけれども、西東京の商工会青年部の議員がいらっしゃいまして、その方とお話している中で、勝浦、お嫁さん少ないから、今度、商工会青年部レベルでそんなのやったらどうでしょうかと、立ち話の中でしたんですけど、ぜひやってみたいですねという話がありました。ただ、当時、西東京市が合併をした直後だったもので、商工会がまだ田無と保谷でたしか2つ存在していたと思うんですね。商工会がまだ一本化してなかったということで、すぐには無理だと思いますけども、今後、検討してみたいですねという話が当時あって、そのまま今度、勝浦の商工会も部長さんが2人かわっちゃったりでそのままになっちゃっているんですけども、そういう話も過去にありましたので、これは西東京との交流の中で、担当は企画課になると思いますけ

れども、前向きに検討していただきたいと思います。

名札の件なんですけれども、これ、私も調べたら、岡山県の平島小学校というところで2004年に児童が不審者に襲われたという事件があったそうです。そこで、その平島小学校がその後、今年度から登下校に関して新しい名札を購入したと。これは担当課の方には資料をお渡ししたんですけれども、その平島小学校が使っている名札をお譲りいただいたんで、皆さんに見ていただきたいんですけれども、普通の名札なんですけれども、パネル式で回転式になっているのですね。学校を出ると回転して、安全マークというか横断歩道のマークが入っていて、このマークの後ろが氏名、あるいはお父さん、お母さんの名前、住所、電話番号、血液型、アレルギーの体質があるかないとか、これはもし事故にあったときに、病院に運ばれたときに、この名札を見れば親御さんにすぐ連絡もできる。輸血するときに何の血液型とすぐこれでわかるようになっている。こういう名札を今使っているそうです。これは、私、担当課の方にも資料渡したので、今後、こういった名札もあるんで、私はあくまでこの業者の回し者でも何でもないので、校長会であるとか、教育委員会の中で、こういった有効なものもあると思いますので、利用していただければというのを要望しますけれども、そのあたり、またご答弁もいただければと思います。以上です。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。松本教育長。

○教育長（松本昭男君）なかなか難しい結婚相談事業をどう進めるかということでございますけれども、何年来、着々と進めてきた中でもなかなか実績が上がらない。大変難しい問題であるというふうに思っています。したがって、今ここですぐ名案を出せと言われても、私としても方法、見つからないわけでありまして、ご指摘いただきましたように、できるだけ多くの人にかかわってもらうということが私は大切だろうというふうに思います。今は5名の結婚相談員がいるわけなんですけれども、その人だけではなくて、先ほど話のありましたように、区長さんとか、その他市民の多くの方々から情報をいただいて、それを取りまとめていくというような方法が非常に大切なというふうに思っています。

私事なんですけれども、私も過去に周囲の未婚の男女にいろいろ勧めた経緯もございますけれども、いまだかつて一度も成功したことはありません。大変難しい問題であります。本当に議員のご指摘いただいたようなことを着々と地道に進めていくしかないのではないかなというふうに思っています。

名札の件については、教育課長の方から答弁いたします。

○議長（水野正美君）次に、渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺恵一君）お答えいたします。回転名札についての考え方でございますが、このことにつきましては、校長会に諮り、検討をしたいというふうに考えております。以上です。

○議長（水野正美君）ほかに質問はありませんか。佐藤啓史議員。

○2番（佐藤啓史君）最後、再々質問になります。結婚対策につきまして、実際に成果を上げている自治体の中にはあります。執行部、ご存じの方もいると思いますが、長野県の上田市、今、合併して松本市になりましたけれども、上田市で平成9年に結婚支援課というものを設置して、課長と係長の2人の超ミニ課、2人の職員でその課を運営して、全国で初めて結婚支援課をつくった市でありまして、そこで1年間に全国、北海道から九州から約250名の方から問い合わせや申し込みがあったということでございます。そのうち2004年の時点で市での成婚数の約3割が紹介したカップルでした。全体が少ないのでそんなに、人口的な規模も勝浦と違いますから、数字的

に見て3割というのが、ただすごいと思うんですけども、そういった自治体中にはあったと。今は松本市になってしまって結婚支援課は係になってしまったということで、実績は昔に比べて伸び悩んでいるというふうに書いてあります。

ただ、その四賀村は、結婚支援課をつくったと同時に若者向けの定住住宅の建設、あるいは都市住民に有機野菜を栽培できるなどして市民農園ですね。住宅付きの市民農園なども一緒に行ったと。点としての施策ではなくて、結婚対策というものを一つの線として施策に取り組んだと。だから、成果が上がったと、私もそう思うんですけども、いずれにしても、結婚をする人をふやすための施策、いろいろあると思います。でも、最終的にはこの勝浦自体が魅力あるまちでなければいけないということだと思います。そういった意味で、魅力あるまちづくり、その中の一つとしては、点ではなく、その中の一つの線の施策の一つとして結婚対策という施策を今後も重要に取り組んでいただきたいと、私の提案も今後ますます検討していただいた中で取り組んでいただきたいと思うわけですが、最後、市長にご答弁をいただいて終わりたいと思います。お願いします。

○議長（水野正美君）答弁を求めます。藤平市長。

○市長（藤平輝夫君）結婚は難しいです。確かに、先ほど教育長が言われたように、生まれながらにして生活環境が違った者が一緒になる。そして、一つ生活を。自分が独身でいた時代よりも長く2人で暮らしていく、そういう生活の糸口をつくるということは、考えれば、非常に責任の重い仕事だと思います。ですから、私もやったことはあるけれども、これはとてもできないやと、そう思うはめにもなりました。ですから、勝浦市にとっては非常に大事なことであり、また悩んでいる人にとっては最も大事な問題である、そういうふうに思います。ですから、これは近所隣すべからく、隣近所の付き合いで情報の交換とか、そういうものを昔のように気やすくお互いに話し合いができるような人間同士のつながりが大事な問題だろうと思うのです。ですから、そういうふうな勝浦市をつくっていくことが、明るく元気なまちづくりの基礎にもなるのではないかと、そう考えておりますので、今後とも努力をさせていただきたい、そう思います。ありがとうございます。

○議長（水野正美君）これをもって一般質問を終結いたします。

散 会

○議長（水野正美君）以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

明9月21日は定刻午前10時から会議を開きますので、ご参集をお願いします。

本日はこれをもって散会いたします。

午後3時59分 散会

本日の会議に付した事件

1. 一般質問